

一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

(改定素案)

— 未来へつなぐ“循環型都市よこすか”の創造 —

平成 28 年 7 月

横 須 賀 市

I 基本的事項

本市のごみ処理に関する基本理念・基本方針、本市の現状とごみ処理に関する課題を示します。これは、「II ごみ処理基本計画」に示す、今後の具体的な3Rの推進、減量化・資源化、適正処理の内容の前提となる基本的事項です。

第1章 基本理念・方針

1 計画改定の趣旨

本市では、昭和 63 年 3 月に「適正処理の推進」「生活環境の保全」「資源化と有効利用の促進」などを基本方針とする一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(以下、「ごみ処理基本計画」という。)を策定しました。その後、平成 8 年 3 月に、容器包装リサイクル制度への対応や「埋立依存型」からの脱却などを踏まえたごみ処理基本計画に改定し、平成 15 年 3 月には、平成 13 年度から実施した「4分別収集」のほか、新たな資源化策により減量化・資源化を目指すごみ処理基本計画に改定しました。

平成 23 年 3 月に策定した現行のごみ処理基本計画は、『未来へつなぐ“循環型都市よこすか”の創造』を基本理念に掲げ、具体的な減量化・資源化策を進めて目標の実現を目指していますが、近年のごみ処理量からは計画目標値の達成が難しい状況にあります。

国においては、平成 25 年 4 月 1 日付で使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成 24 年法律第 57 号。以下「小型家電リサイクル法」という。)が施行され、平成 25 年 5 月に『循環を質の面からも捉え、廃棄物等を貴重な資源やエネルギーとして一層有効活用して、天然資源の消費を抑制する』とする「第三次循環型社会形成推進基本計画」の公表、平成 28 年 1 月に循環型社会への転換をさらに進める必要性を明記した、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。)第 5 条の 2 に規定する「基本方針」が改正されました。

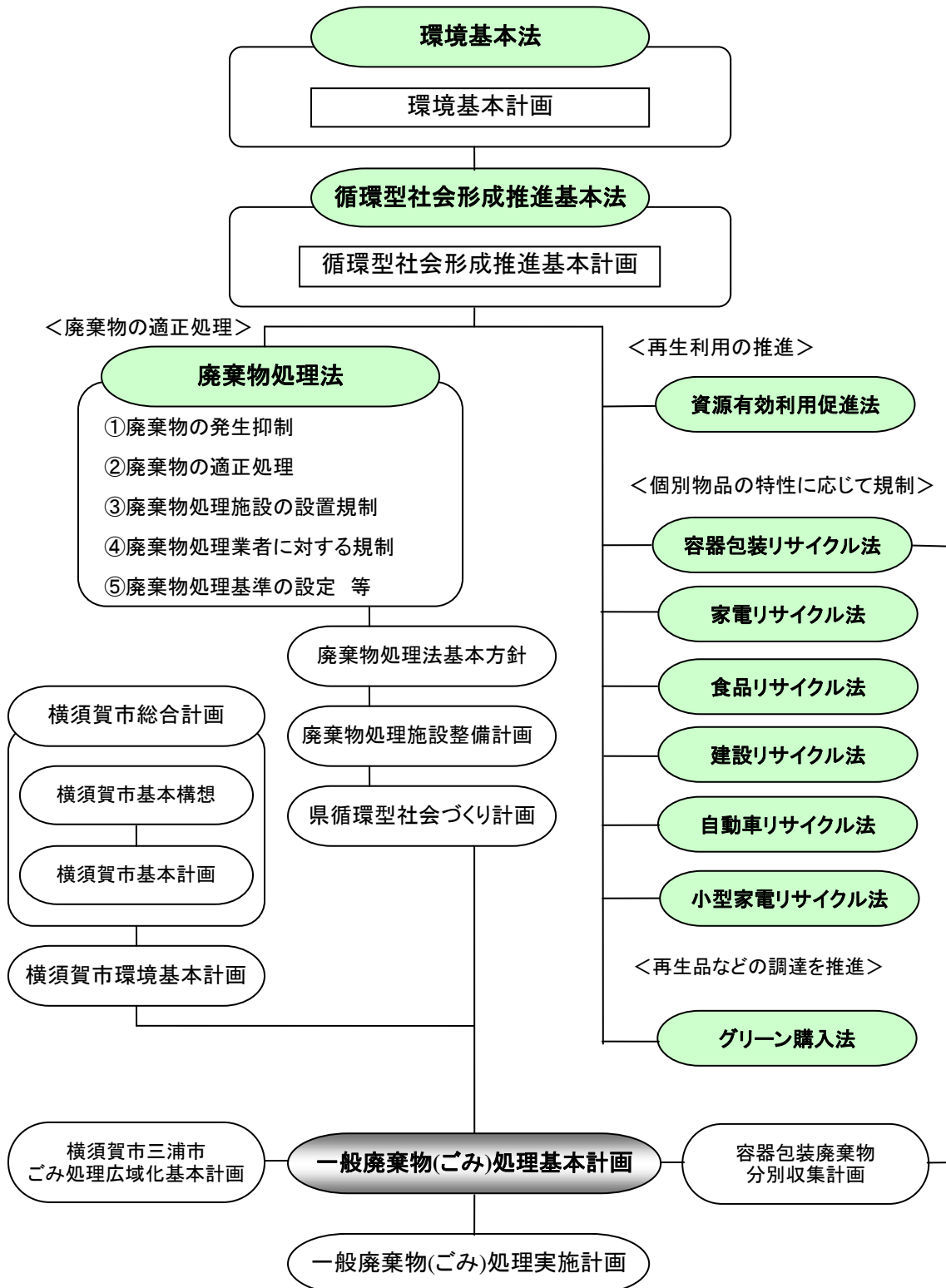
また、「横須賀市三浦市ごみ処理広域化基本計画」に基づき建設を進めている横須賀ごみ処理施設の整備状況なども踏まえ、本市のごみ処理基本計画を見直し改定するものです。

2 計画の位置付け

ごみ処理基本計画は、廃棄物処理法第 6 条第 1 項の規定に基づき、長期的視点に立った本市の一般廃棄物処理の基本方針となる計画であって、「一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み」「一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項」「分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分」「一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項」などを定めるものです。また、廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(平成 5 年条例第 21 号。以下「条例」という。)第 6 条に、市長は、一般廃棄物処理計画を定めると規定しています。

その他、地方自治法に定める「横須賀市基本構想」に即して計画するとともに、「横須賀市基本計画」や「横須賀市環境基本計画」などの本市総合計画、並びに環境関係諸計画とも整合を図るものです。

◆ 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画と他の計画との関係



3 計画の基本理念と基本方針

〔基本理念〕

未来へつなぐ“循環型都市よこすか”の創造

ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を進めることによって、ごみの減量化を進めます。

やむを得ずごみを排出する場合は分別排出を徹底し、出されたごみは処理の効率性を考慮しながらできるだけ資源化し、最終的には適正に処分を行う「循環型都市」を創造していきます。

市民・事業者・行政が協働して、これらを推進していくことにより、天然資源の消費や処理に伴う環境負荷をできる限り少なくし、自然と共生した持続可能な社会の実現を目指します。

〔基本方針〕

基本理念を実現するため、以下の方針によって、ごみ処理施策を実施し、計画を推進していきます。

第1：発生抑制（リデュース）

生産、流通、販売、消費という物の流れの各段階において、ごみが発生することを抑えます。

第2：再使用（リユース）

いったん使用されたものも再び使用することで、ごみとして排出されることを抑えます。

第3：再生利用（リサイクル）

家庭および事業所で発生したごみは、再生利用によりできる限り減量化・資源化を図ります。また、そのため、リサイクル品の利用も促進します。

第4：熱回収（サーマルリサイクル）

リユース、リサイクルした後のごみを焼却し、発電などにより熱エネルギーを回収利用します。

第5：適正処分

最終的に処分すべき廃棄物の減量化を図った後、環境保全を前提として適正に処分します。

『循環型社会』とは

循環型社会形成推進基本法では、以下のように定義されています。

- 1) 製品等が廃棄物等となることを抑制
- 2) 排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用
- 3) どうしても利用できないものは適正に処分

という手段・方法によって実現される、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会のあり方や国民のライフスタイルを見直し、社会における物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷の低減が図られた循環型社会の実現を目指します。

『循環型社会形成に向けた現状と課題』

平成 23 年度の我が国における物質フロー全体を平成 12 年度と比較してみると、産業又は生活のために新たに投入される天然資源などの量は、およそ 3 分の 2 に減少し、循環利用される物質の量は約 1 割増加しており、循環型社会に向けて進みつつあります。

他方、再生利用されずに処分場に埋め立てられた金属系廃棄物の量や、使われなまま家庭で保管されている製品も相当数に上るといわれています。

また、東日本大震災で発生した大量の災害廃棄物の処理が大きな社会問題となり、環境保全と国民の安全・安心をしっかりと確保した上で循環資源の利用を行うことが今まで以上に求められています。

このように、我が国における循環型社会の形成に向けた取組については、廃棄物等の発生抑制と循環利用などを通じた埋立量の削減に加え、天然資源の投入量の継続的な抑制に伴う環境負荷の低減、有用金属のリサイクルによる資源確保、循環資源・バイオマス資源のエネルギー利用、安全・安心の確保など、循環の質にも着目した取組を進めるべき段階に来ているといえます。

(「環境白書」平成 26 年版をもとに作成)

4 重点施策

前項に掲げる基本理念を実現するために、基本方針に沿って重点的に推進する施策は、次のとおりです。

- ① ごみ処理広域化計画による施設整備の推進
- ② 継続的な減量化・資源化啓発事業の実施
- ③ 植木剪定枝等新規資源化策の実施

5 計画期間（計画の目標年度）

平成 29 年度（2017 年度）～平成 33 年度（2021 年度）

ごみ処理基本計画策定指針では、10～15 年間の長期的視点の計画とされており、概ね 5 年ごとに改定するほか、計画策定の前提条件に大きな変動があった場合には、必要に応じて見直しを行うこととされています。

本計画の改定はこの中間見直しにあたりますが、目標年度は引き続き平成 33 年度とし、同時期に策定された「横須賀市基本計画（2011～2021）」、「横須賀市環境基本計画（2011～2021）」と整合を図っています。

6 将来人口の推計

横須賀市の将来推計人口については、横須賀市都市政策研究所が平成 26 年 5 月に行った人口推計によります。「横須賀市基本計画（2011～2021）」は、平成 20 年 1 月に行った将来推計人口を計画の条件としていますが、本計画の見直しに当たっては直近の計数を用いた将来推計人口を用います。

そこでは、住民基本台帳人口を基準にした推計を行い、計画最終年度である平成 33 年度の総人口の見込みを 394,100 人とし、本市の人口は減少が続くと予測しています。

7 計画の進行管理

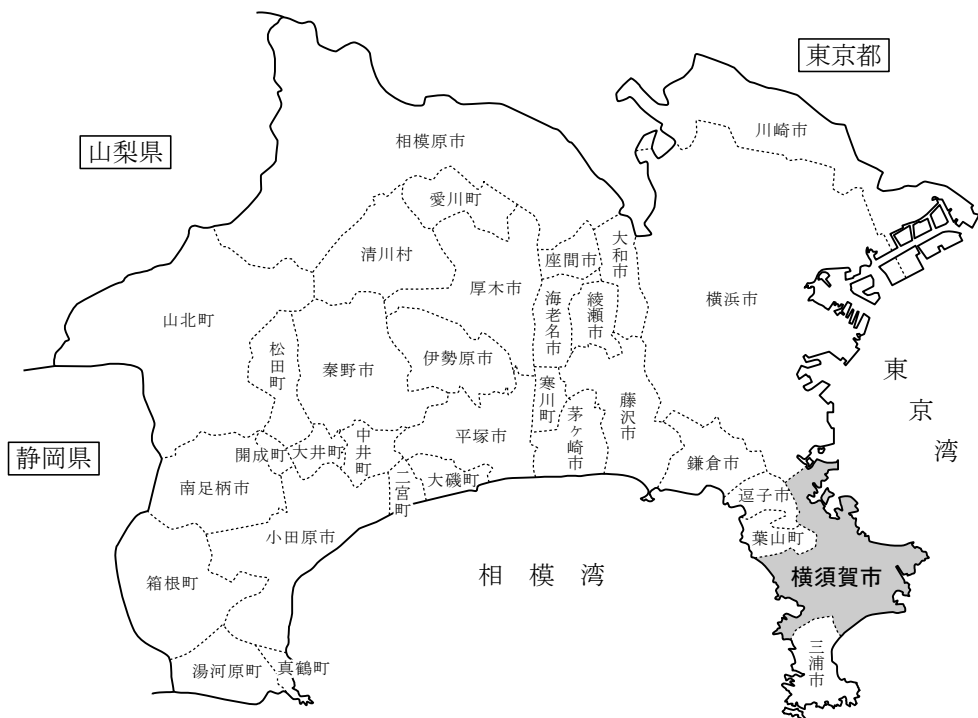
ごみの排出・処理量、資源化率等の数値目標のほか、国の示す「ごみ処理基本計画策定指針」、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システム指針」などにより、計画見直しのための評価指標を設定します。

また、市民・学識経験者・事業者団体代表等からなり、計画改定審議を行った「横須賀市廃棄物減量等推進審議会」において、評価指標を基に、継続的に計画達成状況を評価し、計画の進行管理を行っていきます。

第2章 現状と課題

1 横須賀市の概況

本市は神奈川県南東部の三浦半島の中心部に位置し、東は東京湾、西は相模湾に面し、南は三浦市、北西から北にかけては葉山町、逗子市、横浜市に接しています。市域は、東西に約 15km、南北に約 16km、面積は 100.83 km² で、東京都心から 50km 圏内にあります。主要部の地形は、標高 100～200m 内外の起伏の多い丘陵および山地からなり、広い平地の少ない点の特徴です。



(1) 人口動態

① 人口の推移

本市の人口は、平成 28 年 4 月 1 日現在で 412,310 人です。人口の動向は、転入数と転出数の差による社会増減、出生数と死亡数の差による自然増減、ともにマイナスが続き、人口減少のスピードが加速しています。

表2-1-1 人口の推移

(単位:人)

年 度	合 計	住民基本台帳人口	外国人登録者数	
			うち 外国人住民数	
平成 22年	430,298	425,258	-	5,040
23年	428,520	423,821	-	4,699
24年	425,711	420,997	-	4,714
25年	422,107	422,107	4,477	-
26年	418,621	418,621	4,570	-
27年	415,862	415,862	4,777	-
28年	412,310	412,310	4,957	-

資料: 住民基本台帳、外国人登録、国籍別外国人住民数

- (注) 1. 住民基本台帳登録人口は、各年度4月1日現在。
2. 平成25年度以降の住民基本台帳人口は外国人を含む。

② 高齢化の動向

平成 28 年 4 月 1 日現在の年齢 3 区分別人口は、65 歳以上の老年人口が 14 歳以下の年少人口を大きく上回り、全体の約 30% を占め、高齢化が進展しています。

これは、高齢単身世帯の増加と合わせて、ごみの発生に様々な影響を与えると考えます。

参考までに、平成 27 年度の国勢調査速報集計結果では、本市の老年人口は 29.4%、神奈川県では 24.0%、全国では 26.7% となっています。

表2-1-2 年齢3区分別人口

年 度	人 口	年少人口(0~14歳)		生産年齢人口(15~64歳)		老年人口(65歳以上)	
	総 数 (人)	総 数 (人)	構成比 (%)	総 数 (人)	構成比 (%)	総 数 (人)	構成比 (%)
平成 22年	425,258	53,594	12.60	266,313	62.62	105,351	24.77
23年	423,821	53,115	12.53	264,387	62.38	106,319	25.08
24年	420,997	52,212	12.40	259,686	61.68	109,099	25.91
25年	422,107	51,524	12.20	256,789	60.83	113,794	26.95
26年	418,621	50,274	12.00	251,239	60.01	117,108	27.97
27年	415,862	49,098	11.80	246,188	59.19	120,576	28.99
28年	412,310	47,906	11.61	241,641	58.60	122,763	29.77

資料: 住民基本台帳、外国人登録

- (注) 各年度4月1日現在の住民基本台帳に登録された人口をもとに作成。

③ 一世帯あたり人員の推移

平成7年から平成27年までの20年間で世帯数は増加していますが、一般世帯の一世帯あたり人員は、平成22年までの15年間で2.85人から2.46人に減少しています。特に高齢化の進行を反映して、65歳以上の単身世帯の増加は著しく、単身世帯の約40%を占めています。

表2-1-3 世帯数と世帯人員数

年次	総数		一般世帯		施設等の世帯		一般世帯				
	世帯数	世帯人員	世帯数	世帯人員	世帯数	世帯人員	一世帯あたり人員	増加世帯数	単身世帯数	うち65歳以上の単身世帯	単身世帯に占める65歳以上の単身世帯の割合(%)
平成7年	147,883	432,193	147,587	420,082	250	12,055	2.85	8,569	29,718	7,566	25.5
12年	156,316	428,645	155,632	416,409	223	11,532	2.68	8,045	35,046	10,998	31.4
17年	160,945	426,178	160,610	412,494	282	13,615	2.57	4,978	39,021	13,659	35.0
22年	164,362	418,325	164,059	404,235	303	14,090	2.46	3,449	43,800	17,374	39.7
27年	165,755	406,686	-	-	-	-	-	-	-	-	-

資料：国勢調査

- (注) 1. 総数には世帯不詳を含みます。
2. 平成27年は速報値。(総数以外は現在未発表)

(2) 産業の動向

戦後、本市の基幹産業は、自動車・造船等の輸送用機械製造業を中心に発展してきました。しかし全国的にもみられる製造業の空洞化が進み、現在は、サービスや知識・情報を提供する産業や先端技術型産業など産業構造の多様化が進んでいます。

事業所数は、第一次産業（農・林・漁業）は横ばい、第二次産業（工業）と第三次産業（サービス業）は減少傾向にありますが、県内の他市と比較すると、「事業所数」は県内5位、「従業者数」は県内6位になっています。

表2-1-4 産業大分類別事業所数・従業者数の推移

産業大分類別	平成13年		平成18年		平成21年		平成26年	
	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)
総数	15,936	152,347	14,456	146,586	14,901	155,712	13,643	148,544
農林漁業	21	297	23	264	25	592	25	320
鉱業	1	2	-	-	-	-	-	-
建設業	1,588	10,066	1,431	8,985	1,755	10,620	1,479	8,837
製造業	618	18,448	478	16,840	554	16,247	516	13,854
電気・ガス・熱供給・水道業	22	889	21	650	16	566	18	623
運輸・通信業	373	7,313	318	7,899	402	9,890	334	7,723
卸売・小売業、飲食店	7,311	48,152	6,284	43,446	5,946	44,085	5,242	41,257
金融・保険業	268	4,124	227	2,708	242	3,149	205	2,841
不動産業	1,116	2,886	1,055	3,236	1,244	3,966	1,109	3,496
サービス業	4,542	47,303	4,529	49,437	4,639	53,506	4,634	56,960
公務(他に分類されないもの)	76	12,867	90	13,121	78	13,091	81	12,633

資料：事業所・企業統計調査、経済センサス

- (注) 1. 平成13年、18年は10月1日現在、平成21年、26年は7月1日現在。
2. 「事業所・企業統計調査」は平成21年から「経済センサス」に統合された。
3. 「経済センサス」と「事業所・企業統計調査」は、調査対象は同じだが調査手段が異なるため、全ての増減を表すものではない。

(3) 土地利用状況

本市の平成 27 年度土地利用は、山林・農地等の自然的土地利用が約 37%、住宅用地が約 25%、商業・工業等用地が約 7%、道路や鉄道用地が約 10%となっており、都市化が進展している一方、まだ自然環境が残されています。

資料：神奈川県土地統計資料集

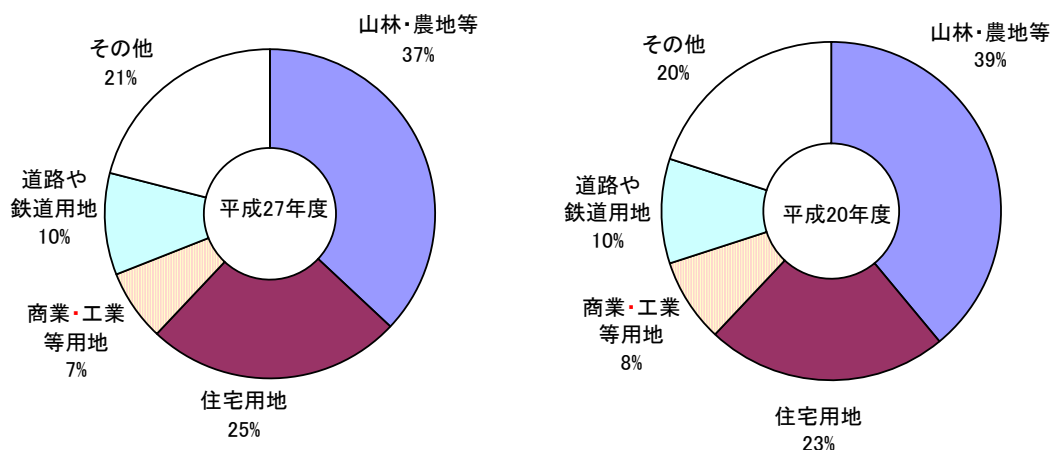


図2-1-1 土地利用区分

(4) 総合計画等との関係

① 横須賀市基本計画 (2011～2021)

平成 23 年度から 33 年度を計画期間とし、重点プログラムの一つに、環境と調和した潤いのある都市の実現を目指す「環境を守るプログラム」を掲げています。

また、第 5 章のまちづくり政策では、施策の目標として「環境保全対策の推進」「ごみの減量化・資源化、適正処理の推進」「温暖化対策の推進」が掲げられています。

② 横須賀市環境基本計画 (2011～2021)

環境基本条例第 8 条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、平成 23 年度から 33 年度を計画期間として、本市の目指す環境の姿（環境像）を達成するための「基本目標」や各種「施策の方向」などを示しています。

「基本目標」の一つとして「循環型社会の形成」を掲げるとともに、ごみ処理基本計画を分野別計画として位置づけ、一体となって施策を推進していくこととしています。

なお、この計画は、平成 28 年 3 月に中間見直しが行われています。

③ 横須賀市三浦市ごみ処理広域化基本計画

本市は、三浦市と協力してごみ処理に取り組む広域化を推進する目的で、平成 21 年 3 月に横須賀市三浦市ごみ処理広域化基本計画を策定しました。

2 市が共同してごみ処理施設を建設し、お互いの施設を利用することにより、環境負荷の低減、資源化の推進および効率的なごみ処理システムの構築を目指しています。横須賀市には焼却施設と不燃ごみ等選別施設を、三浦市には最終処分場を建設することとして平成 31 年度の施設稼働に向けて施設整備を進めています。

なお、本計画では、可燃ごみ処理施設として、生ごみバイオガス化施設と焼却施設を建設することとしていましたが、生ごみバイオガス化施設の導入の是非について、「コスト」と「安定稼働」を中心に検討した結果、平成 22 年 8 月に生ごみバイオガス化施設は導入しないこととしました。

また、廃プラスチックの焼却についても、廃棄物処理法第 5 条の 2 に基づく「基本方針」を踏まえて、環境面、技術面、コスト面から処理方法を検討しています。

環境面、技術面に関しては、大半の自治体が廃プラスチックを焼却し、ダイオキシン類などの排出抑制を踏まえた焼却技術による対応が可能となっていること、また、廃プラスチックの焼却による焼却廃熱を利用した発電によって、施設内の消費電力への活用のほか、余剰電力の電力会社への売却に伴い、循環型・低炭素社会に寄与した温室効果ガスの排出量削減に貢献できます。

さらにコスト面に関しては、廃プラスチックの資源化（ケミカルリサイクル）と熱回収（サーマルリサイクル）を比較した場合、サーマルリサイクルにより、資源化費用および人件費のコスト削減が可能であることから、現状、大半を県外において埋立処分している不燃ごみの中の廃プラスチック類は、焼却施設で焼却してサーマルリサイクル（熱回収）を行う方針としました。

2 ごみ処理の現状と課題

(1) ごみ処理フロー（ごみ処理体制）

本市におけるごみの種類は、4分別で収集する燃せるごみ、不燃ごみ、缶・びん・ペットボトル、容器包装プラスチックのほか、集団資源回収品目（段ボール、紙パック、その他の紙*、新聞紙、雑誌類、古着・古布類、缶以外の金属、蛍光灯類）、粗大ごみ、使用済み乾電池、使用済み小型家電に大別されています。

燃せるごみと粗大ごみは南処理工場に搬入し、粗大ごみは処理施設で破碎後、焼却処理などを行っています。発生した焼却灰は、県外の処理施設に委託し溶融等処理を行い資源化しています。

不燃ごみは、不燃ごみ積替保管施設に搬入し、一時保管の後、県外に運び埋立処分をしています。

缶・びん・ペットボトル、容器包装プラスチックは、リサイクルプラザ“アイクル”に搬入し、選別・圧縮など中間処理の後、資源化しています。

*その他の紙：包装紙、紙袋、紙箱、トイレトペーパーの芯、手紙など。

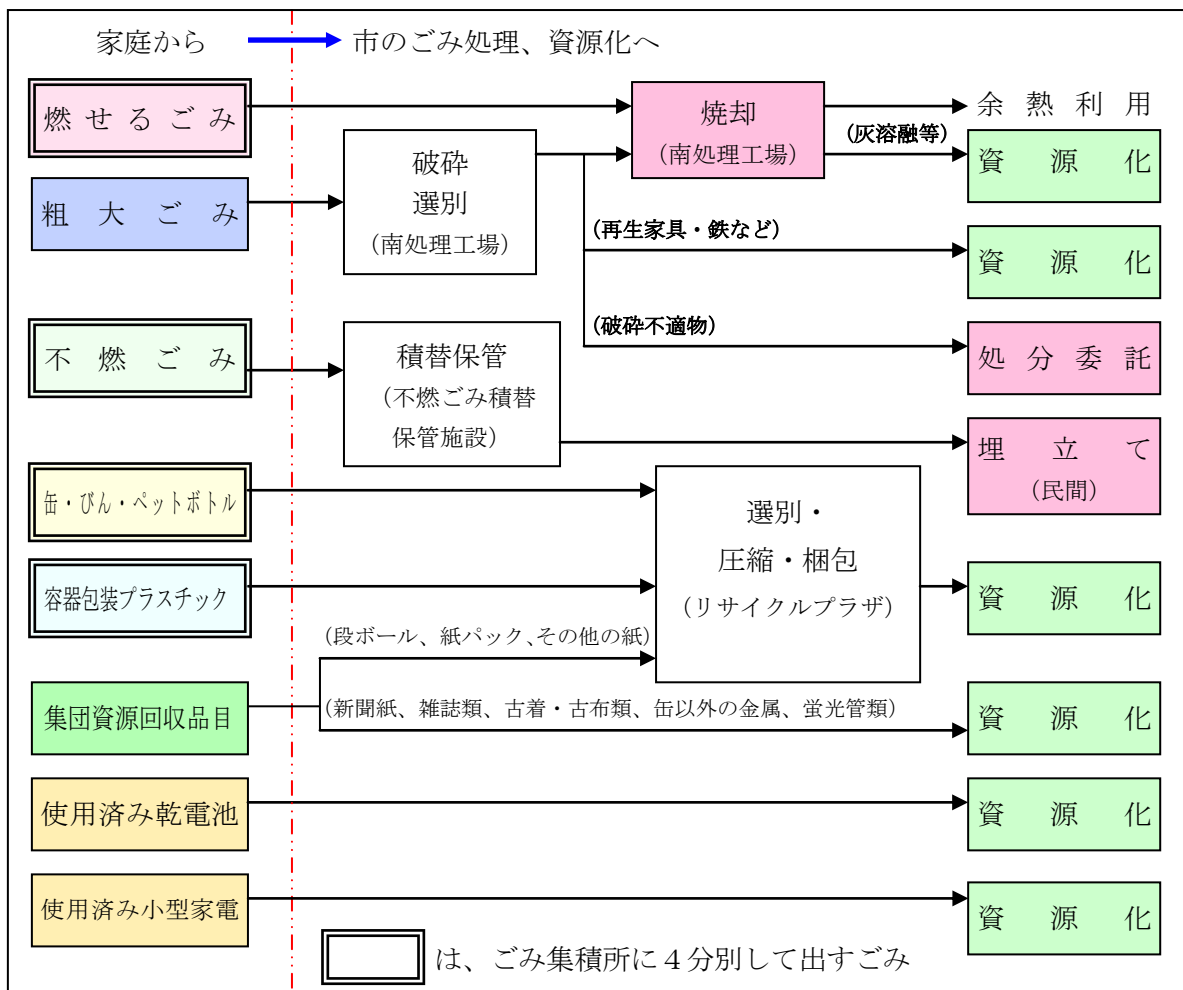


図 2 - 2 - 1 現状のごみ処理フロー

(2) ごみの排出・処理の実績

① 種類別排出量

本市のごみの種類別排出量の過去5年間の実績を表2-2-1に示します。

平成27年度におけるごみの総排出量は138,355トンです。ごみの種類では、燃せるごみが最も多く90,667トン、次いで集団資源回収品目24,262トン、資源ごみ14,945トン、不燃ごみ5,417トン、粗大ごみ3,064トンの順となっています。

経年変化を見ると、年々ごみの総排出量は減少しています。特に集団資源回収、不燃ごみが減少しており、燃せるごみも一旦増加に転じましたが、その後は減少傾向にあります。

なお、平成12年度(参考値)と比較して、4分別収集に移行した平成13年度以降は、不燃ごみが大幅に減少する一方、資源ごみと集団資源回収品目が大きく増加しましたが、平成15年度をピークに減少しています。

表2-2-1 種類別排出量

(単位:トン)

区 分 \ 年 度	平成12年度 (参考値)	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
燃 せ る ご み	142,190	98,616	98,814	94,751	92,246	90,667
不 燃 ご み	25,730	6,506	6,324	5,724	5,513	5,417
資 源 ご み	—	16,285	15,965	15,013	14,959	14,945
缶・びん・ペットボトル	2,134	7,375	7,260	7,043	6,955	6,914
容器包装プラスチック	—	8,790	8,593	7,861	7,882	7,911
乾 電 池 等	1,701	109	101	102	113	113
そ の 他	—	11	11	7	9	7
粗 大 ご み	3,435	3,285	3,163	3,075	2,908	3,064
小 計	175,190	124,692	124,266	118,563	115,626	114,093
集団資源回収品目	24,280	29,277	28,521	27,310	25,918	24,262
合 計	199,470	153,969	152,787	145,873	141,544	138,355

以下、ごみ量等の表中に、4分別収集実施前の平成12年度数値を参考値として記載します。

平成13年度以降、集団資源回収品目のうち、段ボール、紙パック、その他の紙は、リサイクルプラザに搬入して圧縮・梱包の後、資源化しています。

② 収集等形態別排出量

本市のごみの収集等形態別排出量の過去5年間の実績を表2-2-2に示します。

定日収集は直営収集と委託収集の合計で、定日収集と集団資源回収が家庭系ごみの大半を占めています。また、事業系ごみは、許可収集と直接搬入が中心となっています。

平成27年度における定日収集ごみは83,489トン、集団資源回収24,262トン、許可収集ごみ20,691トン、直接搬入7,929トン、粗大ごみ等収集1,054トン、町内清掃ごみや公園清掃ごみなどの臨時収集817トン、乾電池等収集113トンの順となっています。

経年経過を見ると、定日収集の燃せるごみ、不燃ごみ、缶・びん・ペットボトルは減少していますが、容器包装プラスチックは増加しています。

表2-2-2 収集等形態別排出量

(単位:トン)

区 分 \ 年 度	平成12年度 (参考値)	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
定 日 収 集	131,345	88,021	87,414	85,668	84,769	83,489
燃 せ る ご み	105,322	67,239	66,835	65,207	64,582	63,464
不 燃 ご み	23,889	5,901	5,727	5,570	5,358	5,206
缶・びん・ペットボトル	2,134	7,134	7,055	7,034	6,949	6,909
容器包装プラスチック	—	7,747	7,797	7,857	7,880	7,910
許 可 収 集	28,166	26,028	26,260	23,029	20,959	20,691
乾 電 池 等 収 集	1,701	109	101	102	113	113
粗大ごみ等収集	1,867	1,255	1,216	1,204	1,122	1,054
臨 時 収 集	879	908	887	845	923	817
直 接 搬 入	11,232	8,371	8,388	7,715	7,740	7,929
小 計	175,190	124,692	124,266	118,563	115,626	114,093
集 団 資 源 回 収	24,280	29,277	28,521	27,310	25,918	24,262
合 計	199,470	153,969	152,787	145,873	141,544	138,355

本市の集団資源回収は、町内会・自治会などの地域団体が横須賀市資源回収協同組合と協力して実施しています。新聞紙、雑誌類、段ボール、紙パック、その他の紙、古着・古布類、缶以外の金属、蛍光灯類の8品目を回収するこの仕組みは、実施団体の熱心な活動や市民と事業者の協力により地域に定着し、1人1日あたりの回収量は人口20万人以上の市では最も多い状況にあります。しかし近年は、新聞紙、雑誌類の発行部数の低下などにより、回収量が減少しています。

過去5年間の集団資源回収量の内訳は、表2-2-3のとおりです。

表2-2-3 集団資源回収量内訳

(単位:トン)

区 分 \ 年 度	平成12年度 (参考値)	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
紙 類	19,333	25,107	24,450	23,406	22,228	20,755
新聞紙	12,188	12,764	12,327	11,682	10,944	10,034
雑誌類	4,625	6,836	6,681	6,460	6,191	5,809
段ボール・紙パック・その他紙	2,520	5,507	5,442	5,264	5,093	4,912
古着・古布類	1,031	2,700	2,603	2,544	2,405	2,286
缶以外の金属	1,881	1,470	1,468	1,360	1,285	1,210
鉄 類	1,649	1,377	1,372	1,272	1,197	1,118
アルミ類	231	93	96	88	88	92
他金属	1	0	0	0	0	0
びん類	2,035	—	—	—	—	—
蛍光管類	—	—	—	—	—	11
合 計	24,280	29,277	28,521	27,310	25,918	24,262

- (注) 1. 平成13年度から、びん・缶は定日収集の資源ごみに移行。
2. 平成12年度(参考値)の「缶以外の金属」には、スチール缶・アルミ缶が含まれます。

③ ごみ処分量

本市におけるごみ処分量の過去5年間の実績を、表2-2-4に示します。

平成27年度は、ごみ排出量の約68%を焼却処理し、約4%を最終処分しています。平成12年度(参考値)は、焼却処理が約73%、最終処分が約13%でしたので、4分別収集移行後は、焼却処理と最終処分が大幅に減少しました。

表2-2-4 処分量(処理施設搬入量)

(単位:トン)

区 分 \ 年 度	平成12年度 (参考値)	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
焼却施設	145,095	101,717	101,734	97,614	95,041	93,409
積替保管施設	25,730	6,506	6,324	5,724	5,513	5,417
資源化施設	186	21,678	21,302	20,173	19,935	19,741
粗大処理施設	3,435	3,306	3,185	3,098	2,931	3,179
直接資源化	26,320	23,884	23,184	22,150	20,942	19,547
合 計	200,766	157,091	155,729	148,759	144,362	141,293

- (注) 平成27年度から不燃ごみは減容固化施設に代わり積替保管施設に搬入。

④ 1人1日排出量

本市におけるごみの1人1日あたり排出量の過去5年間の実績は、表2-2-5に示すとおりです。経年変化を見ると、年々減少傾向にあります。

また、神奈川県内平均と全国平均と比較すると、平成26年度における本市の1人1日排出量は、県内および全国平均の1人1日排出量を下回っていますが、集団資源回収量を含む1人1日排出量では、全国平均を下回っているものの、県内平均を上回っている状況です。

表2-2-5 1人1日排出量(本市・県内・全国平均)

(単位:g/人・日)

区 分		年 度	平成12年度 (参考値)	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
横 須 賀 市	1人1日排出量		1,098	804	800	770	756	750
	集団資源回収量を含む 1人1日排出量		1,253	992	984	947	926	910
神 奈 川 県 内 平 均	1人1日排出量		1,169	833	825	810	804	—
	集団資源回収量を含む 1人1日排出量		1,268	930	923	907	894	—
全 国 平 均	1人1日排出量		1,132	918	908	903	893	—
	集団資源回収量を含む 1人1日排出量		1,192	976	964	958	947	—

(注) 1. 平成24年度以降の横須賀市、全国平均は、改正住民基本台帳人口により算出。

2. 平成27年度県内および全国平均は、現在未発表。

⑤ 資源化率

過去5年間における本市の資源化率の推移を表2-2-6に示します。本市の資源化率は、4分別収集と集団資源回収の強化により、平成13年度以降大きく上昇し、その後も高水準を維持しています。

平成26年度における本市の資源化率は33.5%で、神奈川県平均25.7%、全国平均20.6%と比べても高い位置にあります。

本市では、分別収集を行っている資源（缶・びん・ペットボトル、容器包装プラスチック、乾電池、小型家電）のほか、集団資源回収による資源（段ボール、紙パック、その他の紙、新聞紙、雑誌類、古着・古布類、缶以外の金属、蛍光管類）、ガラス残さ、焼却灰、および粗大ごみからの資源物（金属類、家具）を資源化の対象としています。

表2-2-6 資源化率

区 分 \ 年 度	平成12年度 (参考値)	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
資源化率(%)	13.6%	34.7%	33.8%	33.6%	33.5%	32.7%
県内平均	14%	24.7%	24.8%	25.3%	25.7%	—
全国平均	14.3%	20.6%	20.5%	20.6%	20.6%	—

(注) 1. 平成27年度県内および全国平均は、現在未発表。

$$2. \text{資源化率}(\%) = \frac{\text{資源化量}}{\text{排出量合計(集団資源回収量を含む)}} \times 100$$

⑥ ごみ質分析

・燃せるごみ

本市では、燃せるごみの性状を把握するために、年 4 回ごみ質分析を実施しており、過去 5 年間の分析結果は表 2-2-7 に示すとおりです。平成 27 年度における組成割合は、紙・繊維類の割合が最も高く 50.9%を占めており、次いで木・竹類が 23.4%、生ごみ類が 16.6%となっています。

表2-2-7 燃せるごみのごみ質分析

(単位:%)

区分\年度		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
種類組成	生ごみ類	18.8	28.8	27.2	27.7	16.6
	紙・繊維類	42.2	38.1	42.1	40.1	50.9
	木・竹類	27.5	22.3	18.9	20.4	23.4
	プラスチック類	3.7	3.3	2.5	3.7	1.4
	プラスチックごみ袋類	3.2	3.1	2.5	3.2	3.0
	びん・缶類	0.2	0.2	0.0	0.0	0.0
	不燃物類	4.4	4.2	6.8	4.9	4.7

(注) 1. 分析値の種類組成は、湿ベースを示す。
2. 年4回測定の平均値。

・不燃ごみ

本市では、不燃ごみについて、年 4 回ごみ質分析を実施しており、過去 5 年間の分析結果は表 2-2-8 に示すとおりです。平成 27 年度における組成割合は、プラスチック類が約 37%を占めており、陶磁器類・ゴム類・ガラス類・その他の合計が約 35%となっています。一方、その他金属類が約 2%、粗大ごみ他が約 16%を占めています。

表2-2-8 不燃ごみのごみ質分析

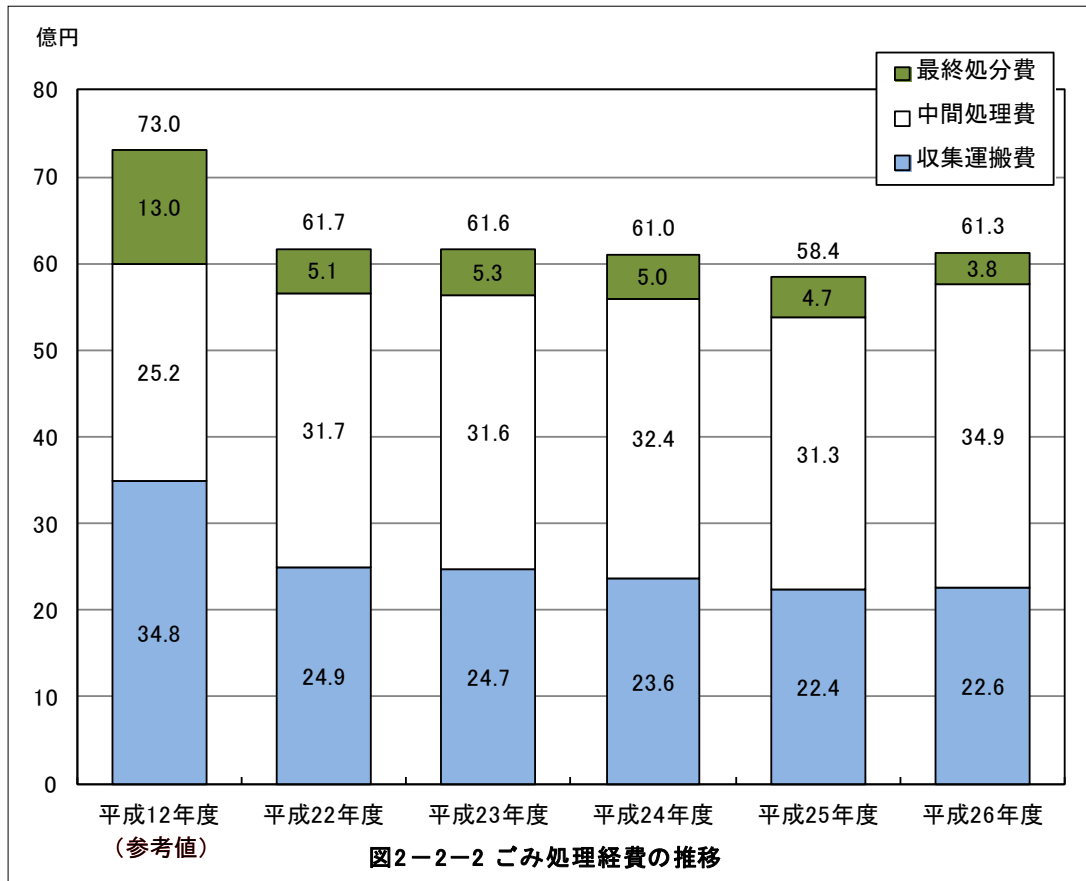
(単位:%)

区分\年度		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
種類組成	不燃ごみ	73.94	59.95	73.65	74.74	73.31
	プラスチック類	30.58	40.94	32.47	37.26	36.56
	その他金属類	0.18	0.17	3.97	0.78	1.76
	ガラス類	8.00	3.27	4.34	5.24	4.14
	陶磁器類	30.09	5.59	15.70	17.00	14.17
	ゴム類	4.86	8.63	6.91	8.55	7.91
	その他	0.23	1.35	10.26	5.91	8.77
	不燃ごみ以外	26.06	40.05	26.35	25.26	26.69
	燃せるごみ	4.88	14.46	7.94	4.40	6.00
	容器包装プラスチック	1.68	1.71	2.79	1.23	1.99
	缶・びん・ペットボトル	3.79	2.19	1.59	1.09	2.39
粗大ごみ他	15.71	21.69	14.03	18.54	16.31	

(注) 1. 分析の種類組成は、湿ベースを示す。
2. 年4回測定 of 平均値。
3. 不燃ごみのその他は、ライター、雨どい、塩ビ管、合成皮革製品など。

⑦ ごみ処理経費

本市のごみ処理経費の実績は、過去 5 年間で図 2-2-2 のとおり推移しています。経年変化をみると、ごみの 4 分別収集に移行する前の平成 12 年度の約 73 億円に比べて、減少しています。



(3) ごみ処理の評価

① 前計画における目標と進捗状況

平成 23 年 3 月に改定した前計画では、分別排出を徹底し、焼却量および埋立処分量の減量化を図るために、「ごみ処理広域化計画による施設整備の推進」「継続的な減量化・資源化啓発事業の実施」「植木剪定枝等新規資源化策の実施」の 3 項目を重点施策として掲げ、目標年次における排出量等を推計しています。

前計画における目標値と平成 27 年度実績値の比較は、表 2-2-9 に示すとおりです。排出量については目標値を達成していますが、焼却量、埋立量および資源化量は目標の達成に至っていません。今後、横須賀ごみ処理施設の稼働および新たな資源化策の実施により、目標の実現を目指します。

表2-2-9 前計画目標値と実績値

区分\年度	平成21年度 (計画基準値)	平成33年度 (目標値)	平成27年度 (実績)	目標値と実績 の比較
排出量 (トン) (うち、集団資源回収)	158,746 (30,604)	144,000 (31,200)	138,355 (24,262)	△ 5,645 (△6,938)
焼却量 (トン)	104,760	89,300	93,409	4,109
埋立量 (トン)	6,053	2,400	5,352	2,952
資源化量 (トン)	56,929	60,000	45,197	△ 14,803
資源化率	35.9%	42%	32.7%	△9.3ポイント

② 前計画における課題への対応と評価

前計画においては、ごみ処理に関して 3 つの課題を挙げました。その解決に向けた本市の対応と現状評価は、以下に示すとおりです。

第 1 焼却施設「南処理工場」の老朽化

稼働後 30 年以上を経過する南処理工場について、安定的な焼却を維持するための補修工事に毎年多額の費用がかかっています。将来に向けて安定的な処理や費用対効果などの面から、早急に新しい焼却施設の建設が必要です。

[対応・評価] 平成 31 年度稼働を目指して新しいごみ処理施設の建設を進めていますが、完成までの間、南処理工場については引き続き適正処理を確保しつつ、老朽化対策のための補修工事を実施していく必要があります。

第 2 区域内の最終処分場の確保

本市区域内に最終処分場がないため、不燃ごみは県外に運び埋立処分を委託していますが、この処分委託に多額の費用がかかっており、早急に区域内に最終処

分場を確保する必要があります。

〔対応・評価〕 ごみ処理の広域化後は、三浦市に建設する最終処分場を使用しますが、それまでの間は、複数の民間業者に処分委託をしてリスク回避を図りながら、引き続き県外の民間施設に運び埋立処分を行います。

第3 ごみ処理コストの軽減

今後の人口減少に備えた効率的なごみ処理体制を確立し、財政負担を軽減する必要があります。

〔対応・評価〕 人口減少に伴いごみ量は減少傾向にあり、収集車両台数の削減や収集時間の短縮など収集の効率化に努めています。さらに、ごみ処理の広域化後も、焼却する廃プラスチック類の分別区分変更や収集の効率化を進め、効率的なごみ処理体制を目指していく必要があります。

③ 前計画における諸施策の実施状況

前計画に掲げた重点施策および諸施策の実施状況は、以下のとおりです。

ア 重点施策

・ ごみ処理広域化計画による施設整備の推進

横須賀市三浦市ごみ処理広域化基本計画および横須賀ごみ処理施設整備実施計画に基づき、横須賀ごみ処理施設の建設計画を着実に推進しています。

・ 継続的な減量化・資源化啓発事業の実施

ごみ分別パンフレットや分別収集カレンダーの発行、広報紙を活用した啓発、児童生徒に対するごみ教室、学生を対象にした啓発活動、ごみトーク^{※1}の開催、アイクルフェア^{※2}などイベントの開催、クリーンよこすか市民の会^{※3}など市民協働による啓発活動を実施しています。

・ 植木剪定枝等新規資源化策の実施

使用済み小型家電やインクカートリッジ、蛍光管類の資源化を実施しています。植木剪定枝の資源化については、横須賀ごみ処理施設の稼働までに実施する方向で検討しています。

※1 ごみトーク：市職員が市民の希望する場所・時間に出向き、ごみ問題をテーマに実施する出前講座。ごみに関する説明と質疑応答により、ごみの減量化・資源化の意識を高めている。

※2 アイクルフェア：リサイクルプラザ“アイクル”で実施する、リサイクル推進を目的とした、体験コーナー・再生家具の販売などを内容とするフェア。

※3 クリーンよこすか市民の会：清掃美化等の実践と啓発に努め、クリーンなまちづくり運動を推進する市民公益活動団体。

イ 発生抑制（リデュース）

ごみトークや子どもごみ教室等でマイバッグの推進などを呼びかけ、ごみを出さない生活スタイルを紹介するほか、生ごみ減量化処理機器の購入費補助制度により、生ごみの減量化を推進しています。

ウ 再使用（リユース）

粗大ごみ家具を再生してアイクルフェアで提供したり、アイクルフェアで古本・古着市の開催や、フリーマーケットの場所を提供するなど、市民に対してリユースの意識付けを行っています。

エ 再生利用（リサイクル）

市民に対する分別排出の徹底啓発、事業者に対する資源物リサイクルの呼びかけを行いながら、自らも焼却灰の資源化、粗大ごみからの資源物（金属）回収などを進めています。また、新たに使用済み小型家電や蛍光灯類の資源化を実施し、市民への周知啓発を行っています。

オ その他、市が講ずべき方策

これまでの周知・啓発活動に加えて、新たにごみ分別アプリを配信して若年層に向けた啓発に取り組んでいます。また、市施設に持ち込まれる事業系ごみについて定期的に展開検査を行い、事業系ごみの適正処理を指導しています。

カ 市民協働の推進

クリーンよこすか市民の会、ごみダイエット推進員^{※1}、アイクル・マイスター^{※2}などの活動を支援し、市民・事業者と協働した減量化・資源化の推進に向けて継続的な啓発を行っています。

^{※1} **ごみダイエット推進員**：廃棄物処理法第 5 条の 8 に規定する廃棄物減量等推進員の本市独自の呼称。

^{※2} **アイクル・マイスター**：市内のごみの減量化・資源化推進のために、実践活動や周知活動を積極的に行うことを目的として、市長が認定する市民。

（４）ごみ処理の課題

前項（３）に示した、前計画における課題への対応と評価、諸施策の実施状況を踏まえ、今後ごみの減量化と資源化を目指して、これらの課題に対応していきます。

第 1 焼却施設「南処理工場」の老朽化

稼働後 30 年以上を経過する南処理工場について、安定的な焼却を維持するため

の補修工事を行いながら、将来に向けて安定したごみ処理と環境負荷の低減を図るために、横須賀ごみ処理施設の建設を確実に進める必要があります。

第2 区域内の最終処分場の確保

本市区域内に最終処分場がないため、不燃ごみは県外に運び埋立処分を委託していますが、この処分委託に多額の費用がかかっており、三浦市と共同で使用する最終処分場の建設を確実に進める必要があります。

第3 ごみ処理コストの軽減

今後の人口減少に備えた効率的なごみ処理体制を確立し、財政負担を軽減する必要があります。また、ごみ処理の広域化により、財政負担にも配慮した効率的な処理システムの構築を図っていきませんが、そのためには、市民一人一人の協力のもと、さらなるごみの減量化に努めていく必要があります。

また、この3つの課題のほか、排出から最終処分までの段階ごとに、次のような課題があります。

① 排出

排出ルールの不徹底

市民によるごみの分別・曜日・時間などの不徹底については、排出ルールの浸透を図るために啓発シールを貼付したり、排出者が分かった場合は個別に指導を行っていますが、一部ルール違反が見られます。

集積所でのごみの散乱

カラス除けネットやごみ収納ボックスを毎年度作成し、必要に応じて町内会・自治会等に配布していますが、適切に利用されていないために、カラス等によりごみが散乱している集積所があります。

② 収集・運搬

危険物の排出

スプレー缶や卓上コンロのガスボンベは、使い切ってから排出するように啓発に努め、使用済みライターは他の「不燃ごみ」とは別の袋で排出するよう市民に協力を求め、周知を図ってきました。また、収集中に卓上コンロ用ガスボンベを見つけた時は事前に抜き取ったり、不燃ごみの積載量に配慮するなどの対応により、発火事故は減少していますが、いまだ混入が見られます。

③ 中間処理

分別排出の不徹底

- ・ 再資源化施設（リサイクルプラザ“アイクル”）

容器包装廃棄物以外の異物が混入していたり、汚れた容器包装や二重袋、中身の入った缶・びん・ペットボトルの排出などが、リサイクルシステムに影響を与えています。このため、市民には「容器包装プラスチックの二重袋による排出の禁止」をお願いしていますが、引取り先による品質評価は依然厳しい状況です。また、集団資源回収に排出されるべき金属類等や医療系注射針の混入もあります。
- ・ 焼却施設（南処理工場）

燃せるごみの中に、プラスチック類や資源化が可能な紙類などの混入があります。
- ・ 粗大ごみ処理施設

粗大ごみの中に、危険物が混入していることがあります。また、製品の多様化により、破碎不適物など市では処理が困難な粗大ごみがあります。
- ・ 不燃ごみ積替保管施設

不燃ごみの中に、燃せるごみや資源化可能なごみの混入があります。

④ 最終処分

埋立処分量の減量化

埋立対象物の中には、資源化可能なごみが含まれています。

最終処分場の確保

本市区域内に最終処分場を有していないため、現在は、県外の民間処分場に埋立てを委託しています。横須賀市三浦市ごみ処理広域化基本計画で三浦市に建設を予定している最終処分場が稼動するまでの間、引き続き受け入れが可能な区域外の施設を確保する必要があります。また、災害時等のリスク回避のために、代替の埋立施設の検討も必要となります。

⑤ その他

不法投棄の防止

不法投棄防止に向けて、不法投棄が多く見られる地点の巡回・監視活動や投棄者への指導等を行っていますが、民有地へ投棄されるなど、対応が難しい場合があります。

Ⅱ ごみ処理基本計画

本市のごみ処理の基本理念とする『未来へつなぐ“循環型都市よこすか”の創造』を着実に実現していくため、第2章 2に示した「ごみ処理の現状と課題」を踏まえて、今後のごみ処理施策を実施していく必要があります。

そのための「ごみ処理基本計画」として、第3章では、計画目標年度における「ごみの発生・排出量および処理・資源化量の見込み」を定め、その目標を達成するための方策・取り組みの具体的な内容について「第4章 ごみの発生・排出抑制のための方策」に、また、個別の処理計画を「第5章 分別収集区分と資源化・適正処理」に定めます。

第3章 ごみの発生量・処理量の見込み

1 目標年度におけるごみ処理の流れ

本市におけるごみの種類は、燃せるごみ、不燃ごみ、缶・びん・ペットボトル、容器包装プラスチックの4分別のほか、粗大ごみ、集団資源回収品目、使用済み乾電池、使用済み小型家電に大別されます。現在のごみ処理フローは、第2章12ページ 図2-2-1のとおりです。ごみ処理広域化基本計画における広域処理施設の整備および新たな資源化策の検討等を踏まえた、計画目標年度(平成33年度)におけるごみ処理フローは図3-1-1のとおりです。

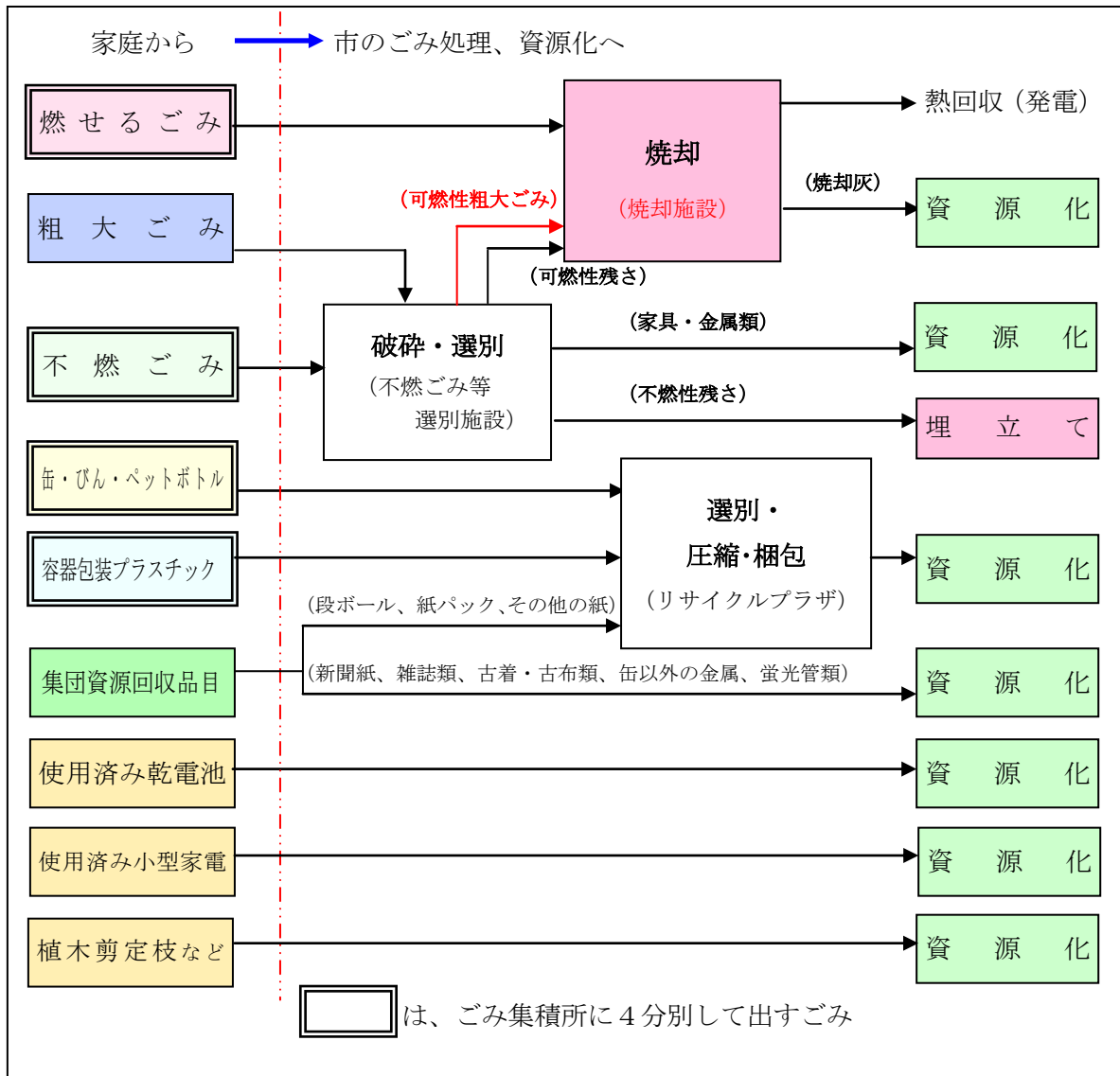


図3-1-1 目標年度におけるごみ処理フロー

2 目標年度におけるごみの発生量および処理量の推計（計画の数値目標）

平成 27 年度ごみ処理実績を基に、第 4 章以下の処理計画に示す減量化・資源化施策を実施した場合の、目標年度におけるごみの発生・排出量および処理・資源化量とその推計方法は以下のとおりです。

表 3-2-1 目標年度におけるごみの発生・排出量および処理・資源化量

	平成 27 年度（実績）	平成 33 年度（目標値）	比較
発生・排出量 （うち集団資源回収）	1 3 8, 3 5 5 トン （2 4, 2 6 2 トン）	1 2 3, 0 0 0 トン （2 3, 0 0 0 トン）	△ 1 5, 3 5 5 トン （△ 1, 2 6 2 トン）
焼 却 量	9 3, 4 0 9 トン	8 2, 4 0 0 トン	△ 1 1, 0 0 9 トン
埋 立 量	5, 3 5 2 トン	1, 7 0 0 トン	△ 3, 6 5 2 トン
資 源 化 量	4 5, 1 9 7 トン	4 4, 0 0 0 トン	△ 1, 1 9 7 トン
資 源 化 率	3 2. 7 %	3 6 %	3. 3 ポイント
1 人 1 日 排 出 量 （集団資源回収除く）	7 5 0 グラム	6 9 5 グラム	△ 5 5 グラム

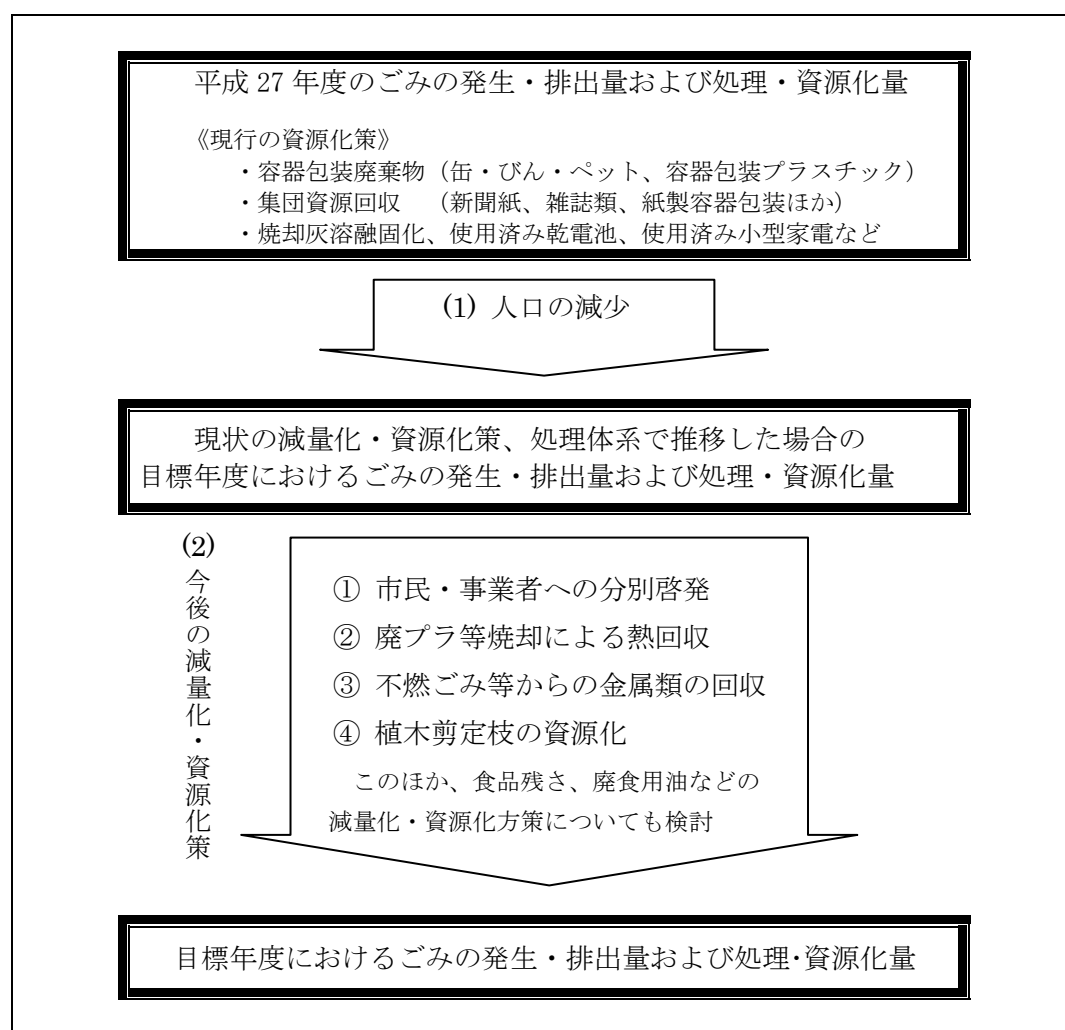


図 3-2-1 目標値の推計方法

3 今後のごみ量等の変動要素

(1) 将来推計人口による影響

ごみ処理基本計画における今後の人口の推移は、横須賀市の将来推計人口（平成26年5月推計）によります。

平成27年度以降、目標年度（平成33年度）までの人口の見込みは以下のとおりです。

表 3-3-1 将来推計人口

年 度	推 計 人 口	対前年 増減率
平成 27 年度	4 1 5,4 8 7 人	—
平成 28 年度	4 1 2,0 1 1 人	△ 0.8%
平成 29 年度	4 0 8,3 6 9 人	△ 0.9%
平成 30 年度	4 0 4,5 5 2 人	△ 0.9%
平成 31 年度	4 0 1,2 2 9 人	△ 0.8%
平成 32 年度	3 9 7,7 3 7 人	△ 0.9%
平成 33 年度	3 9 4,1 0 0 人	△ 0.9%

出典：都市政策研究所「横須賀市の将来推計人口」

(2) 減量化・資源化策の効果

現状のごみ処理体系を継続した場合も、(1)の人口減少を反映してごみ量は減少しますが、分別啓発の継続や新たな資源化策の実施により、さらに減量化・資源化を進めます。なお、以下の数値は、目標年度である平成33年度の数値を示します。

① 市民・事業者への分別啓発

「燃せるごみ」のうち、紙製容器包装等 900 トンを集団資源回収に移行し、さらに、3,700 トンの減量化を進めます。

分別排出の徹底とごみの発生抑制のための方策を進めることで、焼却量を減らすことができます。市は、市民や事業者に対する分別啓発を推進し、「燃せるごみ」に混入されている紙製容器包装等を資源ごみに移行し、リサイクルを推進します。また、ごみの発生抑制の取り組みを周知啓発し、さらなるごみの減量化を推進します。

「現状の処理形態を続けた場合のごみの排出量および処理量」における「燃せるごみ」は約86,000 トンです。このうち、資源化できる紙類の回収を促進し、紙製容器包装等900 トンを集団資源回収へ移行します。

また、約3,700 トンの燃せるごみを減量し、資源化できる紙類と併せて、1人1日あたりのごみ量（集団資源回収を除く）を約30 グラム減らします。

② 廃プラスチック等の焼却による熱回収（広域処理施設）

不燃ごみ等（不燃性粗大ごみを含む。）のうち、廃プラスチック類[※]など 2, 100トンと可燃性残さ 1, 500トンを、埋立てから焼却処理へ移行します。

現在、埋立処分している不燃ごみについては、広域処理後は、家庭から出る廃プラスチック類を燃せるごみに変更して排出してもらうほか、広域処理施設の「不燃ごみ等選別施設」において、不燃性粗大ごみと併せて処理し、可燃性残さを焼却処理（熱回収）に移行します。

「現状の処理形態を続けた場合のごみの排出量および処理量」における「不燃ごみ」「不燃性粗大ごみ」は約 6, 600トンです。このうち、廃プラスチック類約 2, 100トンと可燃性残さ約 1, 500トンを焼却処理（熱回収）します。

[※] 廃プラスチック類：プラスチック製のおもちゃ、文具類、バケツ、ビデオテープ、CD等のごみで、容器包装プラスチックとペットボトルは含まない。

③ 不燃ごみ等からの金属類の回収（広域処理施設）

不燃ごみ等（不燃性粗大ごみを含む。）から、資源化物として金属類 1, 200トンを回収します。

広域処理施設の「不燃ごみ等選別施設」では、不燃ごみと不燃性粗大ごみの破砕選別を行い、新たに資源物として鉄とアルミを回収します。

「不燃ごみ」「不燃性粗大ごみ」約 4, 400トンのうち約 27%の金属類を回収できると見込み、1, 200トンの金属類を資源化します。

④ 植木剪定枝の資源化

現在、焼却処理している事業系植木剪定枝を、民間の資源化処理へ移行し、地域団体の清掃活動等で分別された剪定枝 300トンを資源化します。

現在、焼却施設に直接搬入されるごみのうち、約 3, 700トンの事業系植木剪定枝が焼却処理されています。これらを民間の資源化処理施設に移行して、資源化を図ります。また、地域団体等の清掃活動等で分別された剪定枝についても、市で収集して焼却処理していますが、これを資源化に移行します。

「現状の処理形態を続けた場合のごみの排出量および処理量」における「直接搬入ごみ」は約 7, 500トンです。そのうち、事業系の植木剪定枝として、約 3, 700トンを市施設から民間の資源化処理施設に移行させます。

植木剪定枝の資源化方法については、破碎・チップ化の後、堆肥化して農業園芸で利用するほか、チップを工業用燃料などに利用する方法もあります。

今後、資源化効率と資源化経費の負担、自区域内における民間施設の整備状況などを勘案しながら、具体的な資源化方法を検討します。

⑤ 新たな減量化・資源化策の検討

植木剪定枝のほか、第4章、第5章に示す新たな排出抑制策、減量化・資源化策についても検討し、より一層のごみの減量化・資源化を図ります。

現在、本市が「燃せるごみ」として収集し焼却処理をしている「廃食用油」については、例えば、精製して自動車燃料とするほか、インク・塗料へのリサイクル、石鹼の製造など、他都市における資源化の実施例が見られます。

これらの資源化を効率的・安定的に行っていくためには、再資源化後の循環的利用の確保を前提にして、一層細分化した分別、さらには一定の品質を維持した収集が必要となる場合もあり、全市的に行う資源化だけではなく、環境教育や地域活性化の観点から、地域住民による活動や学校等での活動として行うことが相応しい場合もあります。

また、生ごみに含まれている食べ残しなどの食品残さについては、市民および事業者に対して、その発生抑制や減量に効果的な取り組みについて周知・啓発するほか、食品残さを資源化施設で処理することにより、家畜の飼料や畑の堆肥などに資源化する事業者の取り組みについても周知を図ります。

それぞれの品目の特性や資源化手法に応じて、行政が行うもの、市民・事業者が行ったほうが良いものを区別し、分別の細分化に伴う市民の負担、資源化効率と収集・資源化経費の負担などを総合的に勘案しながら、本市の実情に即した資源化の実現可能性を検討していきます。

(3) 平成27年度に実施している資源化策

計画の基準年度である平成27年度に実施している資源化策とその実績は以下のとおりです。今後も引き続き、より効率的な資源化手法を検討しながら実施していきます。

① 資源ごみ

缶・びん・ペットボトル、容器包装プラスチックは、資源ごみとしてリサイクルプラザ“アイクル”で選別・圧縮・梱包の中間処理後、再商品化事業者へ引き渡し、再資源化しています。

② 集団資源回収

段ボール、紙パック、その他の紙、新聞紙、雑誌類、古着・古布類、缶以外の金属、蛍光灯類の8品目は、町内会・自治会などの地域団体と横須賀市資源回収協同組合が協力して実施している集団資源回収で回収しています。

段ボール、紙パック、その他の紙は、リサイクルプラザ“アイクル”に搬入し、選別・圧縮・梱包の中間処理後、再商品化事業者に引き渡しています。蛍光灯類は直接再資源化事業者に引き渡し、ガラス、アルミ、水銀を資源化しています。その他の品目は、資源回収協同組合が直接再商品化事業者に売却しています。

③ 焼却灰

焼却処理により発生する焼却灰は、現在県外に搬出し、熔融処理により、熔融スラグ等を生成し土木工事資材などとして資源化しています。

④ その他

リサイクルプラザ“アイクル”の中間処理で発生するガラス残さ、粗大ごみ処理施設における破碎処理後に回収する金属類、市内約400箇所で拠点回収を行っている使用済み乾電池、および市内16箇所で拠点回収を行っている使用済み小型家電についても資源化しています。

循環資源の再資源化の主な内容 (平成27年度実績)

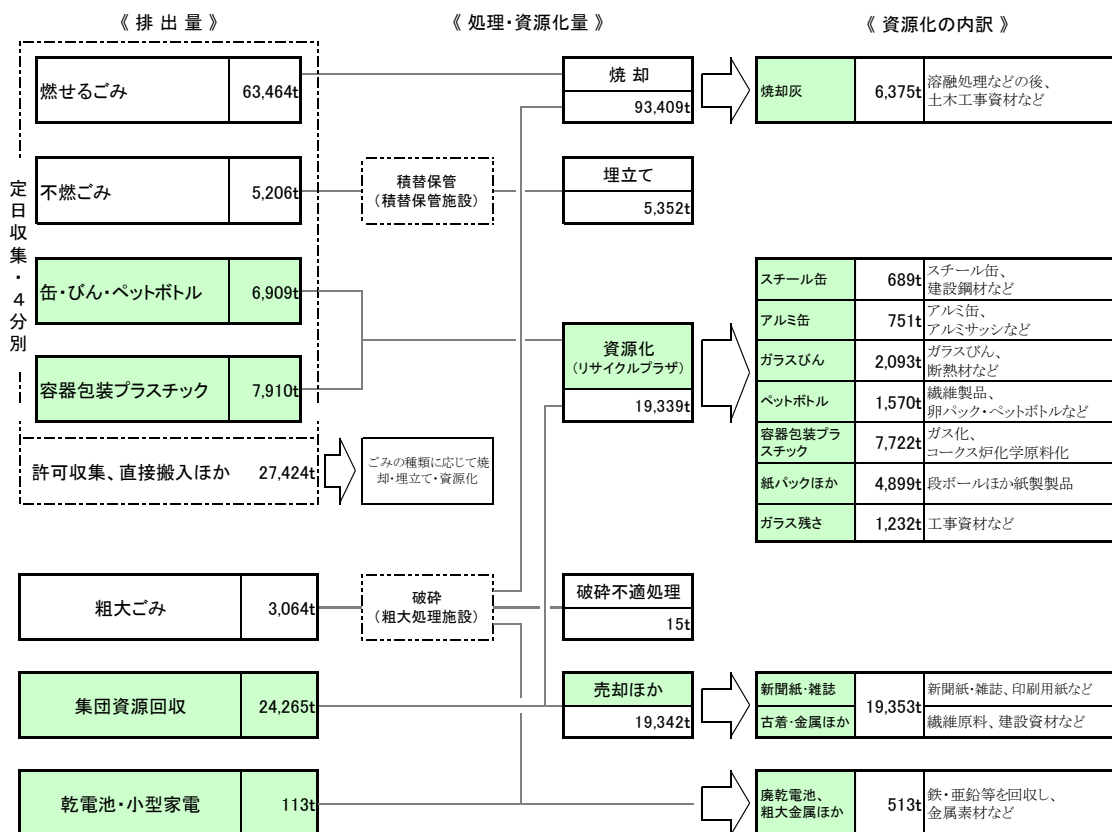


図3-3-1

第4章 ごみの発生・排出抑制のための方策

ごみの発生・排出量が減ることで、焼却や埋立てなどの処理をしなければならない量が減少すれば、それは、地球温暖化の原因といわれる温室効果ガス^{※1}の排出を抑制することになり、「低炭素社会」さらには「自然共生社会」の構築にもつながる「循環型社会」の創造に役立ちます。また、より小さな施設での処理が可能となり、施設整備費や運転経費の負担も軽減されます。

その実現のためには、市民一人一人が「ごみを出さない」、ごみを出す場合も「その量を減らし、分別して排出する」などの環境へ配慮した行動が重要になります。また、製品を製造・販売する事業者は、各種リサイクル法の基礎にある「拡大生産者責任^{※2}」の考え方のもとでの責任を果たすシステムが重要になります。

このように今日のごみ処理は、市民・事業者・行政がそれぞれの責務と役割に応じて協働して、「“循環型都市よこすか”の創造」に向けて取り組んでいく必要があります。そのために、以下のとおり「3Rの推進^{※3}」を図ります。

※1 温室効果ガス：二酸化炭素など、地表面から生じる赤外線の放射熱を吸収して地表の温度を上昇させるガス。

※2 拡大生産者責任：製品が使用され廃棄された後においても、生産者がその製品の適正なリサイクルや処分について一定の責任を負うという考え方。

※3 3Rの推進：リデュース（Reduce:発生抑制）、リユース（Reuse:再使用）、リサイクル（Recycle:再生利用）によりできる限りごみを出さず、やむを得ず出たごみは資源として再び利用すること。

1 発生抑制（リデュース）

ごみの発生を抑制するため、市民・事業者・市が講ずべき主な方策を示します。

項目	市民	事業者
① 使い捨て製品の使用(販売)自粛等	使い捨て製品の使用を自粛します。 また、廃棄された後に環境への負荷が少ない製品を利用します。	使い捨て製品の販売を自粛するよう努めます。 また、メーカーは長持ちする製品づくりに努め、廃棄された後に環境への負荷が少ない製品の開発に努めます。
② マイバッグ・マイボトル等の持参	使用後はごみとなってしまいう必要以上のレジ袋や容器包装廃棄物を家庭に持ち込まないため、マイバッグ・マイボトル等を持参します。	レジ袋削減のための有料化やマイバッグ持参などへの特典付与により、容器包装廃棄物の削減に努めます。また、マイボトル等に対応します。

③ 簡易包装等の推進	簡易包装の製品を選び、過剰な包装は断ります。	消費者の理解を求めながら、簡易包装を推進します。 また、梱包方法の工夫などにより、商品の梱包材使用量を抑制する他、流通のシステムを工夫し、梱包材等の回収およびリサイクルの体制を整備します。
④ 生ごみの減量化	計画的な買い物や調理の工夫などにより、食品ロス ^{※4} の削減に努めます。 また、生ごみの排出時には、水切りに努めます。	製造・販売業者の連携による余剰食品の減少、外食産業による食べ残し対策など、食品廃棄量の抑制に努めます。
市	① 市は、これらの取り組みが円滑に実施されるよう市民や事業者に対して、ごみの発生抑制に関することについて積極的に啓発を行います。 ② 生ごみ減量化処理機器を購入する市民に対する補助制度を推進し、生ごみの減量化を図ります。また、食品ロスに関する情報提供に努め、食品ロスの削減に向けた市民・事業者の自主的な取組を支援します。 ③ 廃棄物の発生抑制を促進する施策について、国等に積極的に働きかけを行います。	

※4食品ロス：本来食べられるにもかかわらず、廃棄されている食品。

2 再使用（リユース）

発生抑制に努めた後、さらに、再使用（リユース）により、ごみとして排出する量を抑制するため、市民・事業者・市が講ずべき主な方策を示します。

項目	市民	事業者
① 製品の再使用等の推進	捨てる前に、まだ使えないか、他の用途に使えないかを考えます。 使用済み製品を中古市場に提供したり、不用品交換やフリーマーケット等を利用します。また、家具や衣類などの生活用品は、修理・修繕して長く使用します。	リユースしやすい製品の製造・販売に努め、リユースが可能な使用済み製品回収の仕組みづくりにも努めます。 また、製品の修理システムの充実に努めます。
② リターナブル容器の推進	リターナブル容器に入った製品の使用に努めます。	リターナブル容器の普及拡大に努めます。
③ レンタル・リース制度の活用	ライフスタイルに合わせて、衣類・家電などのレンタル・リース制度を活用します。	自らもレンタル・リースの活用に努め、消費者向けにレンタル・リースの仕組みを提供します。
市	① 粗大ごみ家具を再生し、アィクルフェア ^{※5} で提供します。また、アィクルフェアで古本・古着市を開催したり、フリーマーケットの場所を提供します。 ② 使用済み製品の再使用を促進する仕組みの構築について、国等に働きかけを行います。	

※5アィクルフェア：リサイクルプラザ“アィクル”で実施する、リサイクル推進を目的とした、体験コーナー・再生家具の販売などを内容とするフェア。

3 再生利用（リサイクル）

再使用（リユース）に努めた後、分別排出された資源ごみを再生利用（リサイクル）することにより、最終的に処分すべき廃棄物の減量化を図るため、市民・事業者・市が講ずべき主な方策を示します。

項目	市民	事業者
① 分別排出の徹底（資源物の回収）	分別排出を徹底し、資源ごみ収集や集団資源回収に協力します。特に、リサイクル可能な「その他の紙 ^{※1} 」の集団資源回収への排出に努めます。 また、リサイクル可能な使用済み製品の回収に協力します。	単一素材や素材別に分割可能な製品の製造・販売に努めます。 オフィス町内会 ^{※2} への加入、資源回収業者や許可業者への委託などにより資源物のリサイクルを図ります。また、リサイクル可能な製品・梱包材の店頭回収を促進します。
② 再生品の使用促進	リサイクル製品の購入や使用促進に努めます。	事務用紙、コピー用紙、トイレットペーパーなど再生品の使用、製造・販売拡大に努めます。
③ 生ごみ等の減量化・資源化	生ごみ減量化処理機器の利用などにより、生ごみ等の減量化および資源化を図ります。	生ごみ減量化処理機器の利用などにより、生ごみの減量化および資源化を図ると共に、食品リサイクル法に対応します。
④ 家庭用電気製品のリサイクル	家電リサイクル法等に規定された家庭用電気製品については、定められた方法によるリサイクルの促進に努めます。	家電販売店等は、法に規定された家庭用電気製品を市民から引き取り、メーカーに引き渡す方法によりリサイクルに努めます。
⑤ 建設資材等のリサイクル	建築資材等がリサイクルできるもの、すべきものであることを理解し、解体工事等を発注した場合には、適正に処理されているかを確認します。	法に定められた分別解体等を行うとともに、分別解体等によって生じた建設資材廃棄物をリサイクルします。 また、建設資材廃棄物のリサイクルにより得られた建設資材の使用に努めます。
市	① 市自らも庁舎内等におけるごみの減量化・資源化に努め、積極的にグリーン購入を推進し、公共工事等においては、再生資源等の使用に努めます。 ② リサイクルの具体的な取組例や資源化ルートの情報提供を行い、廃棄物のリサイクルに向けた事業者の自主的な取組を支援します。 ③ 熔融スラグの利用やリサイクル促進について、国等に働きかけを行います。	

※1 その他の紙：包装紙、紙袋、紙箱、トイレットペーパーの芯、手紙など。

※2 オフィス町内会：一定地域の事業所が協力し合って古紙回収業者の回収便を利用し、オフィス古紙のリサイクルに取り組む活動。

4 その他、市が講ずべき方策

市民・事業者との協働でごみ発生・排出抑制を推進するため、ごみ処理の現状や課題、法律や制度の仕組みなどの内容について周知し、「3Rの推進」を図るとともに、新たな仕組みづくりなど、リサイクル関連施策を進めます。

(1) 主な周知・啓発事業

- ① 児童や生徒に対するごみ教室の開催や啓発冊子の発行
- ② ごみ分別パンフレットや収集カレンダーの発行
- ③ 外国人向け分別パンフレットの発行
- ④ スマートフォン用にごみ分別アプリの配信
- ⑤ 広報紙やホームページによる周知啓発
- ⑥ ごみトークやごみ問題学習会の開催
- ⑦ アイクルフェアなどイベントの開催
- ⑧ クリーンよこすか市民の会、ごみダイエット推進員、アイクル・マイスターなどとの市民協働による啓発活動
- ⑨ リサイクルプラザ“アイクル”施設見学による分別排出の周知
- ⑩ 南処理工場施設見学による燃せるごみ・粗大ごみの適正処理の周知
- ⑪ 多量排出事業者に対する指導
- ⑫ 集積所における排出指導

(2) その他の関連施策

- ① 新たな減量化・資源化策の研究
環境負荷と処理経費に配慮しつつ、本市に適した効率的な減量化・資源化方策を研究します。
- ② リサイクル法の周知・啓発
容器包装リサイクル法ほか各種リサイクル法について、市民・関係事業者への周知・啓発を図ります。
- ③ 家庭ごみの有料化の検討
ごみの排出抑制をより一層進めるため、ごみの減量化や受益者負担の適正化を目的とする家庭ごみの有料化について、近隣市町と調整を図りながら、導入の必要性・効果、本市が実施する場合の有効な方法などを、検討していきます。
- ④ 廃棄物処理手数料の見直し検討
ごみの排出抑制およびリサイクルの推進を図るために、市施設に直接持ち込まれるごみの処理手数料について、処理経費を踏まえて見直しを検討します。

第5章 分別収集区分と資源化・適正処理

1 分別して収集するごみの種類と分別区分

家庭、事業所から排出されたごみを資源化・適正処理するためには、排出する段階から再生利用等に配慮した区分で分別排出・収集することが必要です。

計画的な分別排出・収集を進めるために、発生抑制に努めた後にやむを得ずごみとして排出する場合も、以下に示す「ごみの種類・分別区分」によって排出することを通じて、できる限り資源化に努めながら、また資源化に適さないごみは適正処理を行います。

表 5-1-1 ごみの種類・分別区分と排出方法等（現行）

分別区分	ごみの種類	排出袋等	排出・収集方法	
4 分 別 収 集	燃せるごみ	・生ごみ ・リサイクルできない紙 ・小枝、落ち葉 ・皮革製品 など	ごみ集積所 ・午前6時頃から 8時までに排出	
	不燃ごみ	・陶磁器類 ・廃プラスチック類※1 ・ガラス類 など		無色透明な袋
	缶・びん・ ペットボトル	・缶、びん類 ・ペットボトル ・金属製のフタ など		無色透明な袋 (45ℓ以下)
	容器包装 プラスチック	・トレイ、パック類 ・カップ、ボトル類 ・袋、ラップ類 など		
粗大ごみ	・家具類 ・ブランコ等遊具類 ・小型の電化製品 など	—	・戸別収集（申込制） ・直接搬入	
使用済み乾電池	乾電池（ボタン型、充電式を除く）	—	乾電池回収箱 （店頭などの拠点収集）	
使用済み小型家電	小型家電 16 品目	—	回収ボックス（16 箇所）	
集団資源回収	・新聞紙 ・雑誌類 ・段ボール ・紙パック ・その他の紙 ・古着、古布類 ・缶以外の金属 ・蛍光管類	品目に応じ、ひも掛け、透明な袋 など	・町内会・自治会等の実施 団体が決める集積所など ・市の廃棄物関連施設等でのサンデーリサイクル※2	
臨時収集ごみ	・公園清掃ごみ ・町内清掃ごみ など	・分別方法は、ごみの状況に応じて個別に対応 ・随時収集		
小動物の死体	小動物の死体	—	・随時収集（申込制） ・直接搬入	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 収集・運搬時に発火事故を防ぐため、使用済みライターは「不燃ごみと別の袋」、スプレー缶は「使い切って排出」などの排出ルールの徹底を図ります。 ・ 使用済み小型家電（携帯電話、スマートフォンを除く）は、品目に応じて「不燃ごみ」または「粗大ごみ」としても排出できます。 				

※1 廃プラスチック類：プラスチック製のおもちゃ、文具類、バケツ、ビデオテープ、CD等のごみで、容器包装プラスチックとペットボトルは含まない。

※2 サンデーリサイクル：地域の集団資源回収に出せなかった方などのために、市のごみ処理施設等で日曜日に行う資源回収。

表 5-1-2 ごみの種類・分別区分と排出方法等（広域処理移行後）

分別区分	ごみの種類	排出袋等	排出・収集方法
4 分 別 収 集	燃せるごみ	・生ごみ ・リサイクルできない紙 ・小枝、落ち葉 ・皮革、合成皮革製品 ・廃プラスチック類 など	ポリ袋（無色透明か 白色半透明）または 炭酸カルシウム入り ポリ袋（白色半透明）
	不燃ごみ	・陶磁器類 ・ガラス類 など	無色透明な袋
	缶・びん・ ペットボトル	・缶、びん類 ・ペットボトル ・金属製のフタ など	無色透明な袋 (45ℓ 以下)
	容器包装 プラスチック	・トレイ、パック類 ・カップ、ボトル類 ・袋、ラップ類 など	
粗大ごみ	・家具類 ・ブランコ等遊具類 ・小型の電化製品 など	—	・戸別収集（申込制） ・直接搬入
使用済み乾電池	乾電池（ボタン型、充電式 を除く）	—	乾電池回収箱 （店頭などの拠点収集）
使用済み小型家電	小型家電 16 品目	—	回収ボックス（16 箇所）
集団資源回収	・新聞紙 ・雑誌類 ・段ボール ・紙パック ・その他の紙 ・古着、古布類 ・缶以外の金属 ・蛍光管類	品目に応じ、ひも掛 け、透明な袋 など	・町内会・自治会等の実施 団体が決める集積所など ・市の廃棄物関連施設等での サンデーリサイクル
臨時収集ごみ	・公園清掃ごみ ・町内清掃ごみ など	・分別方法は、ごみの状況に応じて個別に対応 ・随時収集	
小動物の死体	小動物の死体	—	・随時収集（申込制） ・直接搬入
<p>・水銀使用製品（体温計、温度計、血圧計）、割れた蛍光管、および破砕機にかけられない一部品目（かなづち、つけもの石<市販のもの>、砥石、ペンキのスプレー缶、ライターなど）は、不燃ごみの分類ですが、別袋の回収などに移行する方向で検討します。</p>			

2 ごみの資源化・適正処理

（1）収集・運搬計画

ごみの収集・運搬は、分別排出されたごみを、生活環境の保全に支障とならないように、適正な処理・資源化へとつなげる手段です。

ごみ質の変化、処理・資源化技術の発達、高齢化社会等の環境変化などに応じて市民サービスの向上と効率的な収集・運搬体制を整備していきます。

① 収集区域

本市の行政区域内の全域を収集区域とします。

② 分別区分ごとの収集方法・回数

前項の分別区分ごとの収集方法・回数などは、表 5-2-1 のとおりです。

表 5-2-1 収集方法・回数等

分別区分	収集方法・回数	収集・運搬 主体	搬入先		
			現行	広域処理 移行後	
4 分 別 収 集	燃せるごみ	定日収集： 2回/週 (ごみ集積所)	直営および 委託	南処理工場	焼却施設
	不燃ごみ	定日収集： 2回/月 (ごみ集積所)	直営および 委託	不燃ごみ積 替保管施設	不燃ごみ等 選別施設
	缶・びん・ ペットボトル	定日収集： 1回/週 (ごみ集積所)	直営および 委託	リサイクル プラザ “アイクル”	リサイクル プラザ “アイクル”
	容器包装 プラスチック	定日収集： 1回/週 (ごみ集積所)	直営および 委託		
粗大ごみ	戸別収集(申込制)：随時 直接搬入	委託	粗大ごみ処 理施設	不燃ごみ等 選別施設	
使用済み乾電池 使用済み小型家電	巡回収集： 随時 (店頭など拠点収集)	直営	民間資源化 施設	民間資源化 施設	
集団資源回収	実施団体が決める日時：随時 市の廃棄物関連施設等でのサン デーリサイクル：4回/月	—	「段ボール、 紙バック、そ 他の紙」は リサイクル プラザ“アイ クル”に搬入	「段ボール、 紙バック、そ 他の紙」は リサイクル プラザ“アイ クル”に搬入	
臨時収集ごみ	随時	直営	—	—	
小動物の死体	申込制 随時収集・直接搬入	委託	小動物火葬 施設	小動物火葬 施設	
許可収集ごみ	随時 (主に事業系一般廃棄物)	許可業者	南処理工場	焼却施設	
直接搬入ごみ	随時 (主に事業系一般廃棄物)	排出者自ら 運搬	種類に応じ 各処理施設	種類に応じ 各処理施設	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記のほか、家庭から排出されるテレビやパソコンなど、各リサイクル法の規定により事業者等が回収を行う廃棄物は、市では収集せず、法の定める回収ルートを周知します。 ・ 有害性、危険性などから、条例で排出を禁止するものについては、市では収集・受け入れをせず、購入店舗等での引取り、適正に処理できる民間処理施設を案内します。 					

③ 不燃ごみの積替保管

広域処理施設の不燃ごみ等選別施設の稼働までの間、収集した不燃ごみのほか、南処理工場に直接搬入された不燃ごみは、不燃ごみ積替保管施設に搬入して積替えを行い、県外に運んで埋立処分します。

④ 収集運搬車両の低公害車使用

収集運搬車両の更新の際は、車種・台数等を見直し、環境性能を重視した車両を運行することにより、温室効果ガス（CO₂）排出量を削減する等、低炭素社会構築、環境負荷低減に努めます。

⑤ 事業系ごみの取り扱い

「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」（廃棄物処理法第3条第1項）とされています。

事業系廃棄物であっても、一般廃棄物の最終的な処理責任は市町村にあり、市町村が収集・処分を行う場合、法の趣旨から、処理経費の負担を求めることが一般的です。

本市でも、事業系一般廃棄物の自己責任による処理を原則とし、収集・運搬については、許可業者への委託など事業者負担による収集・運搬とし、焼却などの処分は、処理手数料の負担を求めたうえで、市施設での受け入れ、適正処理を行っています。

今後、各リサイクル法への対応、処理・資源化技術の進展や近隣の民間施設の整備状況などを見ながら、事業者自らが設置する施設での処理や、許可業者への委託処理などへの転換についても検討していきます。

なお、現在、市施設で受け入れて焼却処理している事業系植木剪定枝については、広域処理施設の稼働時期までに、事業者が直接、民間の資源化処理施設に持ち込む処理に移行します。

（2）中間処理計画

中間処理は、収集・運搬されたごみの種類に応じて、それぞれに適した方法で処理することにより、生活環境を保全し、公衆衛生の向上を図るものです。

処理の過程でも再使用・再生利用・熱回収を推進することにより、循環型都市の創造を目指し、地球温暖化の防止にも貢献していきます。

① 再資源化施設（リサイクルプラザ“アイクル”）

表 5-1-1 中の「缶・びん・ペットボトル」と「容器包装プラスチック」の容器包装廃棄物、集団資源回収品目中の「段ボール、紙パック、その他の紙」を、資源化処理・売却ができる状態に選別・保管し、容器包装リサイクル法に対応した仕組みを中心にして再資源化を行います。

② 焼却施設（南処理工場）

燃せるごみとして収集・搬入されたもののほか、粗大ごみ処理施設で破碎処理した後の木質系ごみなどを焼却し、最終処分するごみ量の減容、衛生的処理を行います。

また、焼却に伴って発生する熱を回収し発電するとともに、蒸気供給などによる余熱利用を行うほか、焼却灰も**土木資材**等に利用できるよう民間処理施設への委託により**熔融スラグ等**を生成し、再資源化・再生利用を行います。

③ 粗大ごみ処理施設（南処理工場）

委託による戸別収集や直接搬入される家具や家電製品（家電リサイクル法の対象品以外）を形状・材質等に応じて前処理し、破碎不適物などを選別します。

その後、破碎処理を行った後の可燃物は焼却し、鉄類は磁選機で資源物として回収します。

④ その他民間施設での中間処理・再資源化

店頭などで拠点回収した廃乾電池は民間資源化施設へ処理委託をし、**市内 16 箇所の公共施設等でボックス回収した使用済み小型家電は国の認定を受けた再資源化事業者**に引き渡すほか、**集団資源回収に出された新聞紙・雑誌類などは有価物として直接売却される**など、本市の設置する施設での処理以外の方法でも中間処理・再資源化を行います。

⑤ 今後の予定

平成 31 年度に稼働予定の広域処理施設では、**燃せるごみを焼却施設で焼却処理するとともに、不燃ごみと粗大ごみは不燃ごみ等選別施設で破碎・選別処理を行い、金属類等の資源物を回収し、可燃性粗大ごみと可燃性残さを焼却施設で焼却処理します。**また、**不燃ごみから燃せるごみに分別を変更する予定の廃プラスチック等を焼却することで、最終処分量の削減を図り、発生する熱の回収による発電を行っていきます。**

また、容器包装廃棄物については引き続きリサイクルプラザ“アイクル”で再資源化に向けた選別・保管を行っていくほか、新たに、**地域団体等の清掃活動等で分別された植木剪定枝についても、効率的な収集・運搬方法、処理経費、一時保管場所などを検討のうえ、民間資源化施設の活用を前提とした中間処理・資源化を検討していきます。**

(3) 最終処分計画

最終処分場の確保は、安定したごみ処理事業を維持するために不可欠な廃棄物処理施設です。中間処理により減量化・無害化した後も処理残さが排出されるため、この処理残さを受け入れ、埋立処分する必要があります。

本市では、平成9年度に市の最終処分場での埋立処分を終了し、平成15年度以降は、市内では処分場を確保できず、県外施設へ処分を委託する状態が続いています。

今後、広域処理施設として整備する三浦市内の最終処分場で埋立てを行うこととなりますが、引き続き、排出抑制に努めつつ、不燃ごみの選別による資源物回収、可燃性残さの焼却・熱回収などにより、最終処分量の減量化を図るとともに、最終処分場の延命化を図り、環境に配慮した方法で適正に最終処分を行っていくこととします。

(4) 収集・運搬、処理・資源化量の見込み

計画基準年度（平成27年度）と目標年度（平成33年度）における、収集・運搬計画ほか各計画に見込むごみ量は、以下のとおりです。

表 5-2-2 ごみの種類別排出量 (単位：t)

ごみの種類	平成27年度	平成33年度
燃せるごみ	90,667	79,505
不燃ごみ	5,417	3,043
資源ごみ	14,945	14,498
缶・びん・ペット	6,914	6,560
容器包装プラ	7,911	7,506
乾電池ほか	120	114
植木剪定枝	—	318
粗大ごみ	3,064	2,907
(小計)	(114,093)	(99,953)
集団資源回収品目	24,262	22,937
合計	138,355	122,890

表 5-2-3 中間処理・最終処分量 (単位：t)

処理施設	平成27年度	平成33年度
焼却施設	93,409	82,398
積替保管施設 (最終処分)	5,417	—
資源化施設	19,741	19,625
粗大処理施設	3,179	—
不燃ごみ等 選別施設 (うち最終処分)	—	5,950 (1,720)
直接資源化	19,547	17,810
合計	141,293	125,783

* 焼却の前処理などの過程のため、処理・処分量は、表 5-2-2 の排出量より大きくなっている。

(参考) 種類別 1人・1日排出量 (単位：g)

ごみの種類	平成27年度	平成33年度
燃せるごみ	596	553
不燃ごみ	36	21
資源ごみ	98	101
粗大ごみ	20	20
(小計)	(750)	(695)
集団資源回収	160	159
合計	910	854

* 平成27年度は住民基本台帳人口、平成33年度は将来推計人口で割っている。

3 現行のごみ処理施設の整備状況

前項の(2)中間処理計画、(3)最終処分計画に従って、適正なごみ処理を実行するための処理施設は以下のとおりです。

(1) 現行の処理施設等

① リサイクルプラザ“アイクル”（再資源化施設）

リサイクルプラザは、資源ごみを再資源化するための中間処理施設であり、容器包装リサイクル法に基づく、缶類、びん類、プラスチック類および紙類の4種類10品目の全てに対応しています。

平成13年4月に稼働を開始してから15年が経過し、プラント設備の各機器に経年劣化が進んでいますが、設備点検や修繕等に対応し安定稼働を確保できるような対策を講じています。

竣工：平成13年3月

処理能力：220 t / 日（5時間）（容器包装廃棄物の選別・圧縮こん包）

② 南処理工場（焼却施設）

昭和58年の設置以来30年以上経過し、その間、安定的な焼却確保のための維持管理を行い、特に平成22～26年度には老朽化対策工事を重点的に実施し、安定稼働に万全を期しています。

竣工：昭和58年9月

処理能力：600 t / 日（3炉 連続運転式ストーカ炉）

③ 南処理工場（粗大ごみ処理施設）

昭和58年の設置以来30年以上経過し、粗大ごみの破碎処理をするとともに、粗大ごみ中の鉄類を磁選機により回収しています。

竣工：昭和58年9月

処理能力：60 t / 日（5時間）（粗大ごみの破碎・選別）

④ 不燃ごみ積替保管施設

不燃ごみ減容固化施設については、平成27年度に解体し、代替施設として不燃ごみ積替保管施設を建設しました。

不燃ごみ積替保管施設については、不燃ごみを圧縮・梱包しないで積替えを行い、広域処理施設の不燃ごみ等選別施設の稼働まで運用を継続していきます。

竣工：平成27年2月

保管能力：1,200 m³

(2) 施設の長寿命化・延命化対策

今後、現行の焼却施設と粗大ごみ処理施設については、広域処理施設の稼働までの間、安定的なごみ処理を行うために補修工事等を行っていきます。

また、その他の施設についても、施設・設備の老朽化に対応し、施設の長寿命化・延命化に努めた施設管理を行うことにより、引き続き安定した運転を確保し適正処理を維持していきます。

4 ごみ処理広域化計画に伴うごみ処理施設整備

広域処理施設として「焼却施設」「不燃ごみ等選別施設」および「最終処分場」を整備します。

(1) 広域処理施設

① 焼却施設

焼却施設では、燃せるごみ、不燃ごみ等選別施設からの可燃性粗大ごみ、可燃性残さなどを焼却処理し、サーマルリサイクルを行います。焼却処理に伴って発生する熱を回収して発電を行い、焼却処理施設内で利用するとともに電力会社に売電します。

処理能力：360 t／日（3炉 連続運転式ストーカ炉）

② 不燃ごみ等選別施設

不燃ごみ等選別施設では、不燃ごみと粗大ごみを処理対象とし、破碎・選別処理を行います。選別された金属類は資源化します。可燃性残さは焼却し、不燃性残さは埋立処分を行います。

処理能力：30 t／日（5時間）（不燃ごみ及び粗大ごみの破碎・選別）

③ 最終処分場（三浦市に設置）

最終処分場では、不燃ごみ等選別施設からの不燃性残さを処理対象とし、埋立処分します。最終処分場は、屋根付き（クローズド型）処分場とします。

埋立容量：48,900 m³（覆土含む 埋立期間 17年間）

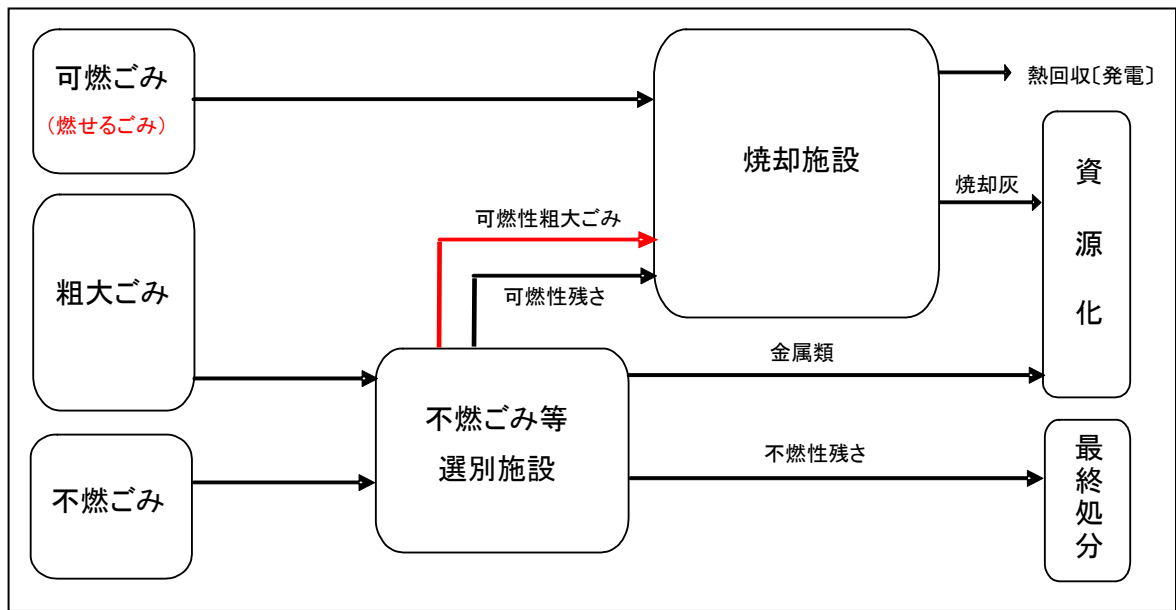


図 5-3-1 広域における処理基本フロー

施設	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
焼却施設		建設工事					施設稼動
不燃ごみ等選別施設		建設工事					施設稼動
(最終処分場 三浦市)			建設工事				施設稼動

図 5-3-2 施設整備スケジュール

(2) 本市の処理施設

広域処理施設で対応する「燃せるごみ」「不燃ごみ」「粗大ごみ」以外の、資源ごみと集団資源回収品目については、表 5-3-3 に示すとおり、本市の再資源化施設で処理を行い、引き続き、資源ごみの品質向上やリサイクル推進のため、保守点検および緊急修繕等による保全業務を徹底し、安全で安定した運転を継続していきます。

- リサイクルプラザ“アイクル”

容器包装廃棄物を中心とする再資源化のための中間処理施設として、引き続き、缶・びん・ペットボトル、容器包装プラスチックなどの選別・保管を行います。

- 南処理工場

広域処理施設稼働後の南処理工場跡地利用および施設の解体については、既存施設の整理・跡地利用と合わせて検討していきます。

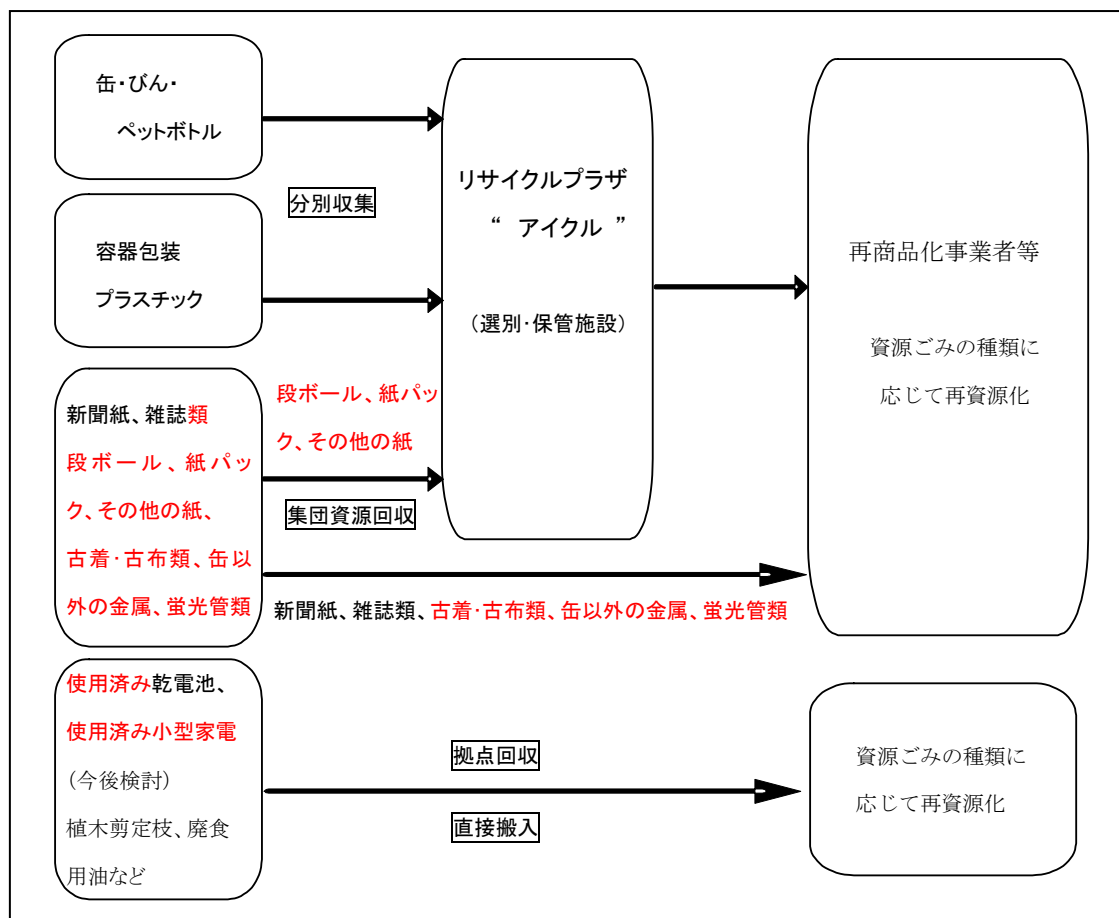


図 5-3-3 広域処理後の本市独自処理のフロー

第6章 その他ごみ処理に関し必要な事項

本計画の基本理念として掲げる「未来へつなぐ“循環型都市よこすか”の創造」は、市民・事業者・市とが一体となって取り組むことで実現されるものです。

これまでの第1章から第5章に、持続可能な循環型社会の創造に向けた基本理念、それを実現する手段としての3R推進の内容、市民・事業者・市それぞれの減量化・資源化のための役割、また、市が行うごみ処理に関する計画などを示してきました。

今後、本計画を市民・事業者・市が協働して継続的に実施していくにあたって、事業の実施状況や減量化・資源化等の達成状況を点検・評価していくことが必要です。

第6章では、計画の推進体制・進行管理などを示すほか、その他一般廃棄物に関する事項として、今後のごみ減量策としての家庭ごみ有料化についての考え方、災害廃棄物対策なども示します。

1 廃棄物減量等推進審議会の運営

本市のごみの減量化・資源化、適正処理の推進に関して審議するため、廃棄物処理法第5条の7の規定に基づき、市民・学識経験者・事業者団体代表等で構成する「横須賀市廃棄物減量等推進審議会」を設置しています。

これまで、容器包装廃棄物などの分別収集の在り方、事業系ごみの収集方法の見直し、公共の場所のごみ対応などについて答申や意見をいただき、現在の容器包装リサイクル法に対応した分別収集体制の確立のほか、市による事業系一般廃棄物収集の原則廃止などを本市のごみ処理施策に反映してきました。

今後も本市の廃棄物処理施策の在り方についての審議とともに、ごみの排出・処理量、資源化率など本市の一般廃棄物に関する目標値・評価指標により当計画の進行管理を行っていきます。

2 市民・事業者・市の協力体制

本市の**今後**のごみ処理の姿を定める本計画への市民意見の反映は重要であり、市民公募委員や**市民団体代表等**が参加する廃棄物減量等推進審議会での審議や、パブリックコメントによる意見募集などにより、市民意見の反映を図りました。

今後、本計画の基本理念である「未来へつなぐ“循環型都市よこすか”の創造」へ向けて、市民の日常生活における3Rと分別排出の推進、それに対応した市の「分別収集、資源化・適正処理」の実施、また、事業者も事業活動から生じる廃棄物の3Rに努めると同時に、使用後の「再使用・再生利用」を考慮した製品の提供・販売などが求められています。

これらについて、市民・事業者・市が一体となって取り組むことで、本市の減量化・

資源化、適正処理の推進が一層効果的なものとなっていきます。

既に、レジ袋の削減に向けた取組の実践や、「ごみダイエット推進員」「アイクル・マイスター」の活動のほか、町内会・自治会等による集団資源回収や日常の分別排出指導など、市民・事業者と協働した取り組みが行われています。今後は、例えば食品ロス※の削減に向けて、食品の流通現場における商習慣の見直しや市民の消費者としての理解、フードバンクの活用など、市民・事業者と連携した取り組みが求められます。

また、より広い意味の活動として、環境美化の観点も含めたクリーン活動として、横須賀市がよりきれいで住みやすい町となるように、市民一人一人が進んで美化活動に参加し、あいさつを交し合う「クリーンよこすか運動」を推進する「クリーンよこすか市民の会」と協働し、清掃美化活動の実践と普及にも努めていきます。

※食品ロス：本来食べられるにもかかわらず、廃棄されている食品。

3 ごみ処理基本計画の進行管理

(1) 計画の点検・評価・見直し

ごみ処理基本計画は、概ね5年ごとに見直すこととされています。

今回、計画の数値目標などの達成状況の評価に基づき計画の見直しを行いますが、引き続き、事業効果や事業実施上の問題・課題などを把握しながら、計画の進行管理を行っていきます。

本計画の進行管理は、前項の計画推進にあたっての協働体制を踏まえ、廃棄物減量等推進審議会の運営を通じて行います。

(2) 計画評価の指標

計画の進行管理、施策・事業の見直しのための評価指標を別表のとおり設定し、継続的な進行管理計画・見直しを行っていきます。

表 6-3-1 評価指標および平成 27 年度実績・平成 33 年度目標値

項 目		単 位	平成27年度 (基準年度)	平成33年度 (目標年度)	
循環型 社会 形成	廃棄物の 排出量	総排出量	t/年	138,355	123,000
		ごみ量	t/年	114,093	100,000
		集団資源回収量	t/年	24,262	23,000
		1人1日排出量	g/人・日	750	695
		1人1日総排出量 (集団回収を含む)	g/人・日	910	855
	廃棄物の 処理量	焼却量 (焼却率)	t/年 (%)	93,409 (81.9%)	82,400 (82.4%)
		埋立量 (埋立処分率)	t/年 (%)	5,352 (4.7%)	1,700 (1.7%)
		資源化量	t/年	45,197	44,000
	資源化率	廃棄物からの資源回収率	%	32.7%	36%
	経 済 性	処理単価	総処理経費	円/t	
収集経費			円/t		
中間処理経費			円/t		
最終処分(埋立)経費			円/t		
資源化経費			円/t		
1人当たり年間処理経費			円/人・年		
<p>・温室効果ガスの排出</p> <p>廃棄物処理に伴う温室効果ガス (CO₂) 排出量については、別途「低炭素で持続可能なよこすか戦略プラン」で示します。</p>					

(注) 平成 27 年度 1 人 1 日排出量は、住民基本台帳人口 415,375 人で割った値。平成 33 年度 1 人 1 日排出量は、将来推計人口 394,100 人で割った値。

経済性指標の処理単価については、平成 27 年度決算が確定した後に追加します。

4 家庭ごみの有料化

ごみの排出抑制をより一層進めるため、ごみの減量化や受益者負担の適正化を目的とする「家庭ごみの有料化」については、近隣市町と調整を図りながら、「第4章 4その他市が講ずべき方策」のとおりごみの一層の減量のため、その導入の必要性・効果、本市が実施する場合の有効な方法などを検討していく必要があります。

(1) 検討の背景

4分別収集を平成13年度に開始して以来、本市のごみの排出・処理量の推移は減少傾向にあります。4分別収集以降の減量化・資源化策に大きな進展は無く、今後、高齢化や人口減少の進行などの社会情勢の変化に対応する新たな減量策を検討していく必要があります。

(2) 制度の目的

焼却・資源化や埋立てなどのごみ処理施設の建設経費や処理経費の負担軽減とごみ処理にかかる環境負荷の低減を図るため、ごみの排出抑制、減量化・資源化を推進し、処理すべきごみ量を減らすことが有料化導入の第一の目的となります。

また、ごみの減量・分別排出に取り組む市民と、多量に排出する市民との負担の公平性の確保、受益者負担の適正化の確保も重要な目的です。

(3) 並行して検討すべき事項

家庭ごみ有料化は、分別排出など市民のこれまでの減量化・資源化の取り組みに対し、新たに「手数料」という経済的負担を課すことで減量化・資源化の動機付けとしようとするものです。

これを円滑に導入・実施するためには、より一層のごみ減量の必要性への市民の理解が不可欠であり、減量効果に効果的な料金体系や公平性の確保など制度の主旨・内容について十分な説明・周知を図るとともに、有料化の目的に沿った減免対象の設定や収集方法の工夫など、制度の内容にも市民の様々な状況に応じた配慮が必要です。

そのためには、有料化以前に市民が自主的にごみの減量化・資源化を実現できる体制整備はもとより、有料化実施に伴い危惧される不法投棄への対応、さらには、福祉施策や環境美化推進策などその他の施策との調整も図る必要があります。

5 災害時の廃棄物対策

災害発生時の迅速な対応のために、「横須賀市地域防災計画」に基づく「横須賀市災害廃棄物等処理計画」により廃棄物等（ごみ及びし尿）の処理を行います。

・横須賀市災害廃棄物等処理計画

「横須賀市地域防災計画」を補完する個別計画として、**災害時の廃棄物等の収集・運搬・処理に関する基本方針、および実施体制を定めることにより、災害廃棄物等の迅速かつ適正な処理およびリサイクルを図り、災害時の市民の生活環境を確保することを目的に「横須賀市災害廃棄物等処理計画」を策定しました。**

表 6-5-1 推計定日ごみ及び粗大ごみ発生・処理量

(単位：ト)

項目		三浦半島 断層群地震	大正型関東 地震	東海地震
避難者の 1日ごみ発生量	1日後	59	116	10
	1ヵ月後	49	101	4
在宅者の 1日ごみ発生量	1日後	196	139	291
	1ヵ月後	267	213	318
災害時の1日 ごみ発生量計	1日後	255	255	301
	1ヵ月後	316	314	301
通常時の1日あたり家庭ごみ発生量		301		
粗大ごみ 発生量	全壊	8,580	24,947	422
	半壊	11,345	16,717	1,478
粗大ごみ発生量計		19,925	41,664	1,900

(注) 「神奈川県地震被害想定調査報告書平成27年3月」を基に作成。

表 6-5-2 ごみの収集・処理に関する基本方針

ごみの種類	収集方針	処理方針
燃せるごみ	生ごみ等の燃せるごみの収集・処理を優先的に行います。	南処理工場で焼却後、灰溶融等により資源化
不燃ごみ	*ただし、可能な場合は、避難所及び一般家庭等に、通常時と同様の定日収集を行います。	積替保管施設経由で埋立処分
容器包装プラスチック		リサイクルプラザで選別・圧縮・梱包し、資源化
缶・びん・ペットボトル		資源化（一部リサイクルプラザで選別・圧縮・梱包し、資源化）
集団資源回収 使用済み乾電池	災害の規模に応じて、回収の可否を検討します。	資源化（一部リサイクルプラザで選別・圧縮・梱包し、資源化）
粗大ごみ	災害発生後の粗大ごみの増加量に応じて、搬入方法、処理体制を検討します。	南処理工場にて破碎・選別後、可能な限り資源化（再生家具や鉄等）の上、焼却又は処分委託

(注) 1. 被災後4日目から生ごみ・携帯トイレ・紙おむつ・衛生用品を優先し、ごみ収集を開始します。
2. ライフラインの復旧を見据えて、被災後2週間を目途に、南処理工場を優先してごみ処理施設を稼働させます。

表 6-5-3 災害廃棄物分別区分

燃せるごみ	燃えないごみ	混合廃棄物
<ul style="list-style-type: none"> ・ 木くず ・ その他の可燃物 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金属くず ・ コンクリート塊 ・ その他の不燃物 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記のものを最大限選別した後に残る混合廃棄物

(注) 「神奈川県地震被害想定調査報告書平成 27 年 3 月」では、16 万ト～547 万トもの大量のコンクリート塊や木くず、金属くずなどの災害廃棄物が発生すると想定しています。

(参考) 表 6-5-4 仮設トイレの設置、し尿の収集・処理に関する基本方針

世帯の種類	トイレの設置方針	収集方針	処理方針
①避難所	下水道マンホールトイレの設置	直接下水道に排出	下水道処理
②断水世帯	携帯トイレの配布	燃せるごみとして収集	南処理工場にて焼却処理
①・②が困難な場合	し尿汲取り型の仮設トイレの設置	委託事業者によるし尿・汚泥収集	し尿等下水道投入施設にて処理
③し尿収集世帯	し尿汲取り		
④浄化槽世帯	浄化槽		

6 高齢化社会対策

本市の 65 歳以上人口の割合は 29.4%と高く、なかでも 65 歳以上の単身世帯の増加が著しい現状です。全国的にも高齢化社会が進み、高齢者のごみ出しを巡る課題が増えています。身体能力の低下や健康状態の悪化によりごみ出しが困難になる状況や、地域社会からの孤立や生活への意欲喪失により多量のごみを住居内外に溜め込んでしまう状況などが一例です。

このような課題の解決にあたっては、高齢者福祉行政による支援や地域コミュニティによる共助の取り組みなどと連携して、廃棄物行政としての対応策を検討していきます。

7 その他一般廃棄物関連事項

(1) 不法投棄対策の強化

生活環境の保全・改善のため、警察や関係する機関と連携を深め、定期的なパトロールを継続し、不法投棄の防止対策を強化していきます。

また、町内会・自治会等からの情報にいち早く対応し、不法投棄を「しない、させない」体制を実現していきます。

(2) ポイ捨て防止及び路上禁煙

平成 19 年に、ポイ捨て防止及び環境美化を推進する条例（平成 9 年条例第 14 号）を改正し、ポイ捨ての多くを占めるたばこの吸い殻の散乱を防止する観点から、横須賀中央駅周辺地区を路上禁煙地区に指定するなどポイ捨て防止と環境美化を推進しています。これと併せて「路上禁煙指導員」を配置し、路上喫煙者に対する巡回指導を行っています。

しかしながら、路上喫煙者数やポイ捨てごみは減少してはいるものの、なくなるまでには至っていません。

今後とも、ポイ捨て防止・路上禁煙徹底の啓発キャンペーンなどを通じて、更なる環境美化の推進を図っていきます。

また、路上禁煙の啓発活動を主体的に行う商店街や町内会等の団体に対し、「のぼり旗」や「啓発ポスター」を提供します。

(3) 海岸漂着ごみの円滑処理

魅力ある自然海岸を保全するため、海岸漂着物等を円滑に処理する体制を維持し、引き続き（公財）かながわ海岸美化財団、港湾管理者等と連携を深め、迅速な処理体制を構築していきます。

なお、個人や団体のボランティア清掃活動は、地元に着した効果的な海岸清掃となっており、海岸美化の推進に大きな役割を果たしています。

市はボランティア団体や関係機関と連携を図り、海岸美化活動の推進と自然海岸の保全に向け、回収された漂着ごみの適正な処理に努めていきます。

(4) 適正処理困難物および排出禁止物

市町村による適正処理が困難な廃棄物として、国は廃棄物処理法第 6 条の 3 第 1 項の規定に基づきゴムタイヤ・テレビ（25 型以上）など 4 品目を指定し、製品の廃棄後においても、事業者に対して処理責任を求めています。

同様の主旨で、本市では、条例第 27 条に基づきテレビ（25 型未満）、エアコンなど 5 品目を指定しています。これらについては自動車リサイクル法や家電リサイクル法などによる再商品化や、製造事業者による処理の体制が順次整いつつあり、引き続き本市では処理できないものとして、市民に対して、販売店等による引き取りなどを指導していきます。

また、排出禁止物としては、「有害性物質を含むもの」「危険性のあるもの」などを条例第 24 条に規定し、使用者の責任での適正な処理、または廃棄物処理法第 3 条第 2 項の事業者責任の主旨により販売店等による引き取りなどを指導していきます。

(5) 廃棄物処理に関する制度改善要望

一般廃棄物の処理に関する制度全般が有効に機能するよう、法制度の改善について、国県等関係機関への働きかけを行っていきます。

- ・効果的なごみ処理施設整備のための施設整備補助制度
- ・リターナブル容器の普及促進等による廃棄物の発生抑制
- ・プラスチック製容器包装の品質評価方法の見直し